

土 木 環 境 委 員 会 記 録

<第2号>

令和8年第2回沖縄県議会（6月定例会）

令和8年7月3日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録＜第 2 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 7 月 3 日 金曜日
開 会 午前10時10分
散 会 午後 5 時 0 分

場 所

第 2 委員会室

議 題

- 1 乙第14号議案 工事請負契約について
- 2 乙第15号議案 工事請負契約について
- 3 乙第16号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 4 乙第17号議案 運転者負傷事故に関する和解等について
- 5 乙第18号議案 家屋損傷事故に関する和解等について
- 6 乙第20号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 7 乙第21号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 8 乙第22号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 9 請願令和 6 年第 6 号外 4 件及び陳情令和 6 年第72号の 4 外69件

出 席 委 員

委 員 長	仲 里 全 孝
副 委 員 長	糸 数 昌 洋
委 員	喜屋武 力
委 員	下 地 康 教
委 員	又 吉 清 義

委	員	中	川	京	貴
委	員	山	内	末	子
委	員	新	垣	光	栄
委	員	當	間	盛	夫
委	員	比	嘉	瑞	己
委	員	瑞	慶	覧	長
					風

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

知事公室辺野古新基地建設問題対策課副参事	西	垣	一	耕
企画部県土・跡地利用対策課長	城	間	直	樹
環境部環境整備課班長	照	屋	貴	子
環境部自然保護課長	與	儀	喜	真
農林水産部森林管理課班長	大	城	慎	吾
土木建築部長	砂	川	勇	二
建築都市統括監	仲	本	利	江
技術・建設業課長	山	根	博	文
道路街路課長	砂	辺	秀	樹
道路管理課長	下	地		建
河川課長	前	堂	達	哉
海岸防災課長	又	吉	一	誠
港湾課長	大	城	嘉	和
空港課長	安	座	間	猛
都市公園課長	柘	植		優
首里城復興課長	伊	良	部	孝
建築指導課長	知	念	秀	起
施設建築課長	當	山	真	紀
教育庁施設課技術調整監	金	城	利	一

○仲里全孝委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、土木建築部長外関係部局長等の出席を求めています。

まず初めに、乙第14号議案及び乙第15号議案工事請負契約についての議案2件を一括議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

本日は、スマートディスカッションに掲載されております資料1、議案説明資料土木環境委員会及び資料2－1から2－8により御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料1、議案説明資料土木環境委員会を御覧ください。

続きまして、1ページを表示同期いたします。

1ページから、2ページの乙第14号及び15号議案の工事請負契約については関連しますので、一括して御説明いたします。

1ページを御覧ください。

乙第14号議案は、普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築1工区）の工事請負契約について、地自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額は11億7920万円で、契約の相手方は株式会社福地組、株式会社徳里産業、株式会社丸善組の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

次に2ページを御覧ください。

乙第15号議案です。普天間高校校舎改築工事（普通教室棟等・建築2工区）の工事請負契約についてであります。

契約金額は9億7900万円で、契約の相手方は有限会社有志建設、有限会社国吉組、株式会社丸元建設の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○當山真紀施設建築課長 おはようございます。

施設建築課長の當山でございます。

資料２－１により御説明いたします。

１ページ目を御覧ください。

上段の図は、普天間高校の建設位置を示しております。

建設地は、宜野湾市普天間１丁目583番地、国道330号沿いの敷地であります。

下段は、建物の完成イメージ図となります。

２ページ目を御覧ください。

事業目的としまして、校舎等学校施設の老朽化に伴い、校舎の改善を図り、安全で快適な学習環境の整備を行うものであります。

施設概要としまして、敷地面積３万654.9平方メートル、延べ面積6688.19平方メートル、鉄筋コンクリート造、地上５階の校舎棟の建築工事となっております。

下段の図が配置図及び工区分け図です。

黄色に着色した部分が建築１工区の施工範囲でございます。

３ページ目を御覧ください。

今回の工事の受注者選定におきましては、総合評価方式一般競争入札を実施しております。

入札に当たっては、代表者及び代表者以外の構成員２者、計３者で構成する特定建設工事共同企業体であること、かつ、代表者及びその他の構成員については、建築工事業の特Ａ等級として登録されていることを参加要件としております。

資料は建築１工区の総合評価方式に関する評価調書です。

下段の総合評価結果の表を御覧ください。

４つの共同企業体の入札参加がありました。

そのうち表の左側に記載の表番号の２番から４番のＪＶについては、追加資料の提出がなかった等の理由により、入札無効などとなっております。

表番号１番には、落札の可能性のあるＪＶの入札金額及び技術評価点を赤い下線つきの箇所に記載しております。

入札金額を分母とし、技術評価点を分子として計算した結果が赤い囲みで表記しております評価値です。

結果としまして、建築１工区は表番号１番の株式会社福地組を代表とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところであります。

続きまして、資料２－２により乙第15号議案を御説明いたします。

2 ページの施設概要までは、先ほどの説明と同じ内容となりますので割愛させていただきます。

2 ページ下段を御覧ください。

こちらの図が配置図及び工区分け図です。

青色に着色した部分が建築 2 工区の施工範囲でございます。

3 ページ目を御覧ください。

2 工区におきましても、1 工区と同様に総合評価方式一般競争入札を実施しております。

入札に当たっては、代表者及び代表者以外の構成員 2 者、計 3 者で構成する特定建設工事共同企業体であること、かつ、代表者及びその他構成員については、建築工事業の特 A 等級として登録されていることを参加要件としております。

資料は建築 2 工区の総合評価方式に関する評価調書です。

下段の総合評価結果の表を御覧ください。

4 つの共同企業体の入札参加がありました。

そのうち表番号 4 番の J V については、失格基準価格未満のため失格となっております。

表番号 1 番から 3 番には、落札の可能性のある 3 つの J V の入札金額、技術評価点及び評価値を記載しております。

結果としまして、建築 2 工区は表番号 1 番から 3 番の J V の中で、評価値が最も高い表番号 2 番の有限会社有志建設を代表とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところであります。

以上で、乙第14号議案及び第15号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案及び乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、どの議案に対する質疑であるのか、議案番号を申し述べてから、質疑を行うようお願い申し上げます。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等あらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重

複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 おはようございます。

乙第14号、15号まとめて行いたいんですが、よろしいでしょうか。同じ中身だと思いますので。

まず1点目、敷地面積のところで普天間高校と国道330号線沿い、一時期民間所有の土地がありましたけど、今、全部撤去されております。県有地の面積については、この校舎建築の中に入っているのか、どうなっていますか。以前の校舎建築の面積だけでしょうか。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑内容の確認がされ、又吉委員から国道沿いの取り壊された物件の土地は、今回の改築工事の敷地に含まれるのかとの説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

當山真紀施設建築課長。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今、委員がおっしゃられた国道部分の面積については、今回の敷地面積には入っておりません。

○又吉清義委員 入っていないということで、取り壊しておりますけど、多分、県有地には間違いなかったかと思うんですけど、その土地については、皆さん利活用はどう考えているか。

○砂川勇二土木建築部長 あの部分は、宜野湾市のほうで松並木を復元するか、そういう事業で用地買収を行っております。

宜野湾市のほうが買収していると思います。

○又吉清義委員 じゃ、既に関収をされて移管されたということですね。分か

りました。

校舎のほうで先ほど、聞き間違いだったらお許してください。5階建てということなんですが、5階建てで間違いなければ、校舎で5階建てを見たことないんですけど、エレベーターつきということになるわけですか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今回、新しく改築する校舎は5階建てとなっておりまして、エレベーターも設置されております。

以上です。

○又吉清義委員 あと少し確認させてください。

地域の地元からなんですが、例えば契約の相手方で中部地区の方々が主に、企業として入札することは非常によろしいかと思うんですよ。

ただ、乙第14号も15号も見たとき、JVを組む方式もないのかなと。14号、15号の業者を見た場合、市内業者のJVが一社も見当たらないんですが、例えばそういったものも何点かすることによって中部地区という大きな視点から見ると、やはり宜野湾市で造る、沖縄市で造る、うるま市で造る場合、そういった地域のJVを組ますことによって、私はさらに地域の活性化にもなるかと思うんですが。そういったものが一社も見当たらないんですが、あえて排除をしたのか、そういった制度がないのか、これはどちらなんですか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今回の入札方式は、総合評価型の一般競争入札となっております。

特Aの業者の3社JVということで、自主で結成する方式を今回取っております。ですので、特に宜野湾市の業者さんを排除したということでもありませんし、県内のどの特Aの業者さんも3社JVという形で入札が可能なものでございました。

以上です。

○又吉清義委員 乙第14号議案のほうでそこに応募した業者ですが、総合評価方式でも4社打切りで最終的に今の契約相手方になったのか。例えば、7社とか8社で載っていないもんですから、同じ総合評価方式で。今資料として載っているのは4社ですよね。

これが7社じゃなくて4社しか載らないというのは、この残り3社は、宜野

湾市の地域の方々が応募をしてなかったというふうに理解していいんですか。

特A業者もちゃんとあるもんですから、なければいいんですが、特Aもあるもんですから、その辺がいまいち理解できなくて。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

例えば、資料2-1の3ページですね。

こちら資料2-1ですので建築1工区の総合評価の評価調書となるんですけれども、今回、4つのJVがこちらの評価調書の中で示されております。

1工区も、実は2工区のほうも同じ4JVが応札をしていただいております。

今、委員のほうから7社とか8社ということでお話があったんですけれども、今回、応札していただいた業者さんは、こちらに表示があります4JV、これが全部の業者ということになっております。

○又吉清義委員 ですから、4業者のJVの中で、そこに宜野湾市のJVの応募がなくてこういう結果になっているのかということを知っているんです。

逆に、皆さんたちでこの4業者以外認めないと規約があったのか。普通は7から8ぐらいの応募がある場合には、7社全部埋まるんじゃないかなと私勝手に思っていたもんですから、これが4社だということで、あえて4社で限定をしたのかということです。

○當山真紀施設建築課長 失礼いたしました。

今回の入札に関しましては、特に4つのJVであるとか、そういったJVの数の限定規制などは行っておりません。

結果としまして、今の4JVの中に宜野湾市にある建設業者さんの応札が今回はなかったということでございます。

以上です。

○又吉清義委員 要するに結論から言えば、応募がなかったと、枠を広げたりなどありませんでしたということなんですよ。それを確認したくて、あえてそういったシステムだったのかなということで、確認しました。

普通でしたら応募するのかなと素人の考えなもんですから、それがなかったということですね。

あと1点だけ、教えてもらえませんか。

例えば工事請負金額の中に、工事日数480日間とある中で、やはり工事をす

るからには、道路からの進入、いろんな車の出入りとかあるかと思うんですよ。その場合に、警備というのも出てくるかと思うんですが、この金額の中に、そういった警備費等も入っているかどうか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

警備員、いわゆる交通関係ということで今委員のほうからお話ありますので、交通誘導員のことかというふうに理解しております。

今回の工事につきましては、建築1工区のほうで、積み上げの共通仮設費としましてこの交通誘導員にかかる費用を計上しております。

以上です。

○又吉清義委員 交通誘導員の単価というのを、私もまだ中身が分からなくて確認ができなかったんですが、賃金がどうも最低賃金を下回った価格ではないのかと非常に気になっているものですから。皆さんとして、そこに交通誘導員が何名必要で、最低賃金は幾らという、そして日中であり、残業であり、夕方になった場合、どうなっているか。その査定金額はどうなっていますか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今説明いたしました交通誘導員に関しましては、県の建築工事の標準単価積算基準の中で複合単価として労務費を計上しているということになります。

労務費のほうで、公共工事設計労務単価ということで、国交省等のほうで建設労働者の賃金の実態を調査した結果を基に決定されている労務単価というものを採用しております。

最低賃金よりも低いのではないかなというようにお話もございましたけれども、交通誘導員Aというものを今回採用しておりまして、こちらのほうが日当で1万8800円という単価が設定されております。

単純に8時間で割りますと1時間当たり2350円ということになりまして、沖縄県の最低賃金が、今手元にありますのが昨年12月のものになっておりまして、最新かどうか分からないんですけれども12月時点のもので、沖縄県の最低賃金が1023円となっていることから、これを上回っているものというふうな認識を持っております。

以上です。

○又吉清義委員 別に後で資料だけ頂けませんか。お願いしたいのが、その金額と実際に皆さんが査定している交通誘導員、480日間ですか。その期間で皆

さんが何日必要ですというのと。

例えば皆さんは400日を予定していたんだけど実際は450日必要だよとか、そういったずれが生じていないのか非常に危惧しているものですから。皆さんとしては1人いればいいという査定になっているんですが、例えば工事車両の搬入、搬出で1人では足りなくて誘導員2人必要だよとなった場合には、その査定にどうも、いまいち現場と皆さんの査定でかみ合わない部分があるのかなと思っているものですから。その後で資料として頂けませんか、県の査定ですね。1日日当幾らで、何日分の何名分ですよと、その辺また資料として頂くこともできますか。

○當山真紀施設建築課長 資料はこちらのほうで、準備して御説明にあがりたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員 ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 これで又吉清義委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 教えてください。

普天間高校は、小学校と隣接して運動場が共有化されている中で、西普天間地区に移転ということを聞いておりましたが、なぜ今のところに改築となったのか教えてください。

○金城利一教育庁施設課技術調整監 西普天間地区の跡地への移設についてお答えいたします。

西普天間地区住宅跡地におけます普天間高校用地の取得状況から、同跡地への高校移設を見直しまして、現敷地で老朽化した校舎を改築することとしております。

○喜屋武力委員 西普天間地区に開校するというお話があったんですが、なぜ現在のところでの改築になっているのかを聞きたい。

○金城利一教育庁施設課技術調整監 移設につきましては、当時地元からの強

い要望に応じまして、企画部と連携しまして跡地利用推進法に基づく先行取得事業により、土地の買取りをはじめ高校用地の換地までは取り組んでおりましたが、地権者の多くが高校の移設自体には賛成されているものの、同跡地内の土地の自己活用を希望しており、移設に必要な高校用地の確保が極めて厳しいことが確認されました。

このため同跡地への普天間高校移設を見直しまして、現敷地で老朽化した校舎を改築することとしております。

○喜屋武力委員 小学校と高校との運動場の使用で、昔から問題が出ているところではありますが、現在造る建物の屋上とかそういったところに、運動ができる施設とかこういったものの建設を考えていますか。

○當山真紀施設建築課長 お答えいたします。

まず、今回の建て替えをする校舎の上には、特に運動するスペースというものとは設置しておりません。

また運動場につきましても、お隣に普天間小学校がございますけれども、それぞれ運動場は独立しているというふうに認識しております。

以上です。

○喜屋武力委員 いつも部活とか、小学校と関連していろいろと調整しているみたいなのですが、今後、近くの西普天間地区にそういった運動場みたいな、運動のできる広場とかを考えていますか。

○金城利一教育庁施設課技術調整監 お答えいたします。

土地の取得がまずできていませんので、そういったものは今のところは考えておりません。

○喜屋武力委員 ぜひ、スポーツ関係で相当この敷地が使いにくいということで何十年も前から話が出ているところですので、普天間地区の開放地に近いのですから、そういったところに広場とかこういったものを、子どもたちのために使用できるようなところも県のほうで考えてくれたらという意見を求めておきます。

よろしくをお願いします。

○仲里全孝委員長 これで喜屋武力委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 少しだけお願いします。

普天間ですので防音体制というか強化が大変必要だと思うんですけど、防音工事とかも加味されての金額になっていますか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今回、普天間高校につきましては、防音工事の対象地区となっております、そういった設計になっております。

○山内末子委員 総工費が約30億ってなっていますが、防音工事だったら防衛局の補助があるかと思えますけど、その辺の補助の金額とかはどれぐらいになっていますか。

○當山真紀施設建築課長 今、示しております総工事費の中には、今回の建築の1、2工区と、それ以外に別で発注します電気と機械ですね、それぞれ先行して杭工事をやっておりますので、その辺りの金額というものが入っております。

また先ほど、防音の対象地区ですということで御説明差し上げたんですが、防音に関する工事につきましては、現在の設計の段階では入っていないんですけども、今後、防衛のほうへ申請をいたしまして、その辺りの確定がいただけたら、変更で対応するという事になっております。

金額のほうは教育庁のほうから答弁したいと思います。

○金城利一教育庁施設課技術調整監 お答えします。

普天間高校の防音の工事費ですけども、現時点におきましては、約1億5000万円ほどを見込んでおります。

ただ年割りで、年ごとに交付申請しましてその単価ごと変わるものですから、また来年だったらある程度単価見直しとかもありますので、若干上下はするかなというふうには思います。

○山内末子委員 この地域では当然、校舎には防音が必要だと思うんですね。

新築をする際には、当然、最初の設計からやっていくべきだと思っております。今システム上その後追加でということになっているかと思えますけど、そ

ういうことをしっかり見直して、無駄な作業が結構多いと思っていますので、そういうことをすること自体が、やはり最初から分かっているんですから、その辺はいろんな形で検討していただきたいと思いますし、防衛局のほうとも今後のこともありますので、ぜひそこはしっかりと協議を進めていただいて、なるべく合理的にやっていくということが大事だと思いますので、そこをひとつよろしくをお願いします。

あと1点は、昨日も議会のほうでありましたけど、やはり再エネということを見ると校舎の大きなところで太陽光発電ですとかね、そういうことはこれから十分必要な事業だと思うんですけど、その辺のことについては考えてなかったんでしょうか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

太陽光発電設備につきましては、設計の段階で検討のほうは行っております。ただし、やはり限られた予算の範囲内ということもございまして、こちらを計画するまでには至らなかったということでございます。

将来、仮に太陽光発電設備を設置するというような可能性も含めて、その場合に備えて、屋上のほうに太陽光パネルを設置するスペースというものは確保してございます。

以上です。

○山内末子委員 そこは最初の予算があることでしょうから分かりますけれど、やはり今の時代の中で新しい新築をする際には、それも総合して勘案しながら、設計それから方向性を決めていただきたいと思いますけど、今のうちに次の機会に、ということの含みがあれば大変いいかなと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 これで山内末子委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 おはようございます。

よろしく願いいたします。この工事というのは学校の中でやる工事ということで、今回契約が済んでから工期が始まるという形になると思うんですけども。授業の関係とか、学校の教育スケジュールといったものはどんな感じになっていますか。その兼ね合いといいますか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今回は普通教室棟とそれから特別教室棟、これを一緒にして1つの校舎として改築をするというものになっております。

現在、この敷地の中で今回建て替えをする位置にもともとありました特別教室棟というものは、既に解体を終えております。

解体前には、その機能を仮設校舎としまして運動場のほうに仮設のプレハブを設置しております。

当然授業のほうは、それを利用しながら並行して進めているという状況でございます。

以上です。

○下地康教委員 いろいろ対策を取っていると思うんですけども、生徒の教育環境というんですかね、教育を受ける環境の中における皆さん方の工事の対策というのはどのようになっていますか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今回、当然学校の運営をしながらということで、並行して工事を進めていくということになりますので、学校の、例えばテスト期間中であるとか、そういったなるべく音を出さないほうがいいような、特にそういった期間なども含めて、学校のほうともスケジュール等を調整しながら工程のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○下地康教委員 この辺は非常に、生徒たちの教育環境といいますか、工事の影響をなるべく抑えるように、少なくするようにやってほしいんですけども、やはり現場で実際工事を進めていく段階で、しっかりと教育現場の皆さん方と話し合いができるような体制づくりというのはどうなっていますか。やっていきますかね。

○當山真紀施設建築課長 今後工事が進められていく中で、工程会議を毎週行うこととなります。

工程会議は工事の業者さんや管理者のみならず、学校のほうからも先生が参加していただいて学校のスケジュールですとか、工事のスケジュールですとかそういったものをお互い情報共有しながら進めていくということになります。

以上です。

○下地康教委員 ある程度大きな工事になると、例えば基礎工事であるとかいろいろなところで予想外の事案というのが出てきたりします。

そういう意味で、学校教育のスケジュールに影響がないようにしっかりと現場のリスク管理というのをやっていただきたい。つまりやってみたら工期が延びてしまったとか、テストの時間にかかってしまったとか、それによってまた増額がどうのこうのという話が出てくる可能性がありますので、そのリスク管理というのをしっかりとやっていただきたい。

発注するだけじゃなくて、皆さん方も受注した業者に対するリスク管理のチェック、それをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、先ほど山内委員のほうからあったように、学校現場から見ると防音工事と同時にやるべきなんですね。行政とか発注者の都合なんですよ、できないとか、時期が合わないとか、予算の時期がと。これは絶対に生徒の立場から考えていただきたい。

そうしないと子どもたちというのは、この今しかできないというものがありますから、それをしっかりと考えていただきたい。それで工事をする場合は、やはり防音工事、要するに防衛局とあれがありますので、これ当初からそういった予算の話、そういったものはするべきじゃないんですか、どうなんですか。

○當山真紀施設建築課長 先ほど説明したとおり現段階では防音に関する工事というものは入っていない状況になるんですけども、ただ当初から当然これは防音仕様の建物としての設計というものも考えられて。ただ、やはり先ほど来から説明しているように、防衛局との調整の中で交付申請のタイミングですとか、交付決定のタイミングというのがどうしても後になってしまっているという状況もございますが、当然、工期内でその辺りは、適切に変更の手続きをとって工期内に防音仕様での校舎を完成させるということで管理も含めて進めていきたいと考えております。

○下地康教委員 沖縄の場合は本土と比べて特殊事情がありますよ。要するに、亜熱帯性気候、沖縄の特殊事情にも入っていますよ。それと、基地関係ですね、基地問題そういったものが、ハンディが沖縄にあるわけですから。

この教育現場で子どもたちに、そのハンディを負わせないというのは、私たち大人が考えるべきことですよ。行政、予算を執行するところ。それは、

しっかりと考えていただきたいというふうに思います。部長どうでしょうか、その辺は。

○砂川勇二土木建築部長 先ほど課長から説明がありましたとおり、防音の仕様ということで一応設計も全てやられております。

ただ国庫ですので、防衛局からもらうのがですね。やはり交付申請ですか、そういうタイミング的なもの、制度的なものがございます。

ただ県としてはしっかりと防音仕様でアルミサッシとかも全てやることとしておりますので、タイミング的なものもございますが、県としても基地周辺ではですね、新設するときには、しっかりと防音については考慮させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○下地康教委員 最後に、こういった沖縄のハンディが教育に影響を与えないように頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 これで下地康教委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

新垣光荣委員。

○新垣光荣委員 よろしくお願いいたします。

この乙第14号と15号に関しての総合評価の結果なんですけれども、1工区で落札した業者が、また2工区の総合評価の部分で同じように落札できるように見えるんですけれども、これは、多分同時入札したと思うんですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今回、条件としましては、1工区も2工区も当然金額とかは違うんですけれども、ほかの条件はほとんど同じ条件で公告をしているところです。

金額としましては、1工区のほうが予定価格も高いというところで、1工区のほうを先に開札しております。

最初に公告するときに条件としまして、この後に開札する2工区のほうは、1工区で落札候補と決まったところは2工区の落札者にはなれないということで、いわゆる取り抜け案件ということで設定をしております。

以上です。

○新垣光栄委員 取り抜け案件なんですけども、載せているものですから、いかにも両方取れるのかなあという錯覚が起きるものですから、そういうのを結果のほうに書いてもらいたいと思っています。これからですね、よろしくお願いします。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

資料2-2、2工区のほうですね、こちらの3ページの評価調書のほうで、下の総合評価結果のところは1工区で落札決定となっている福地組のJVが一番上にあると。その落札者のところに特に何も記載がされていないというところのお話でよろしいでしょうか。

これにつきまして、今回2工区の結果を評価値のほうで比較しますと1位のところが2番目の有志建設さんになっていると。仮にこちらの得点が1工区を取った福地組JVが1位であった場合は、おっしゃるような、取り抜けということでの表記が出るんですけども、今回1位ではなかったものですからこういった表記はされていないということでございます。

以上です。

○新垣光栄委員 これはもう理解はしているんですけども、今説明を聞いていると入札価格が低いから入札ではなく、総合評価ですので、そういった入札が低くても評価点数が上のほうが金額的に上であるとも取れるということで理解しているんですけどそれでいいですか。

○當山真紀施設建築課長 すみません、ちょっと説明が足りませんでした申し訳ありません。

この総合評価の結果については、評価値ということで赤枠で囲んでいる数値、これが高いところから1位、2位ということで決めるんですけど。この評価値の算出の仕方ですけども、こちらは技術評価点を分子としまして、分母を入札金額ということで割ります。それだと数字が小さ過ぎるので係数をかけまして、その数値をもって評価値というものを算出します。ですので、技術評価点が高くて、また入札金額は低いほど、その値が上がってくるということになります。

以上です。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

この辺を含めて、同じ評価点であった場合に取り抜けというのが出てくるといことで理解しながら、評価点もあるといことで理解しました。ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第14号議案及び乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の3ページを御覧ください。

乙第16号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを御説明いたします。

本議案は、令和6年第3回沖縄県議会で乙第3号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものがあります。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工P1－P6・南）の契約金額、13億8105万円を5064万4000円増額し、14億3169万4000円に変更するものがあります。

変更内容は、鉄筋継手への変更等に伴い、増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○大城嘉和港湾課長 港湾課長の大城でございます。

資料2－3により御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

当該工事は、下の平面図と側面図及び右上の断面図に赤で示す箇所となっており、4車線中、人工島に向かって、右側2車線の桁42本を工場で製作し、現場で架設する橋梁上部工118メートルの整備工事となっております。

2 ページ目を御覧ください。

当該工事は、平面図と側面図及び断面図に示すように、あらかじめ橋脚間に桁架設機械を設置し、上部の移動式クレーンで桁を吊上げ、スライドさせて1本ずつ桁を架設する工法となっております。

3 ページ目を御覧ください。

使用する一部の桁については、桁架設後に桁と桁をコンクリートで間詰めして一体化させる際、間詰め部分の強度を確保するために、右上の写真のとおり鉄筋を桁製作段階で桁に埋め込んで突出させております。

4 ページ目を御覧ください。

変更理由の主な内容を御説明いたします。

本工事の発注時点では、先ほど説明しました突出している鉄筋と干渉しない桁架設機械が調達可能であることを受注実績のある業者へのヒアリングで確認していましたが、受注後、別工事の工程遅延等により当該機械の調達が遅れることが判明したことから、幅の狭い桁架設機械を調達し、施工を行っております。

左側の図で示している発注時点で想定していた桁架設機械は、桁から突出している鉄筋の最長689ミリメートルに対して、桁端部との幅が720ミリメートルで、鉄筋と干渉しない計画でありましたが、中央の図で示している調達した機械は、桁端部との幅が580ミリメートルとなり、鉄筋と干渉する状況となっております。

今回の変更は、右の図で示すとおり、桁から突出している鉄筋と調達した桁架設機械が、桁を吊上げる際に干渉する桁について、鉄筋が桁から突出しないようにするため、鉄筋を桁架設後につなぐ鉄筋継手への変更が必要になったものであります。なお、鉄筋継手については、最後に御説明いたします。

5 ページ目を御覧ください。

当該橋梁は、曲線や幅員が変化する部分があり、桁の間隔が広い箇所や張り出し部分があることから、桁から突出している鉄筋の長さが異なっており、干渉するのは、平面図の赤で示す箇所、1549本となっております。

6 ページ目を御覧ください。

鉄筋を桁架設後につなぐ鉄筋継手は、施工状況を写真で示しているとおり、桁製作段階で継手の片側を桁に埋め込み、桁架設後に接続ボルトで接合する機械式継手を採用しており、鉄筋継手の変更に伴い増額するものであります。

以上で、乙第16号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 これで土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 1つだけ教えてください。この入り口4車線ですよね、4車線のうち2車線のこの入り口だけが鉄筋継手になってしまっているんだけど、このカーブとかは一緒なはずだけど、入っていくところだけが右側だから、入っていくところだけが鉄筋継手になっているんですよ。なぜ左側は工事にならないのかっていうのは、説明してください。

○大城嘉和港湾課長 お答えします。

今回の工事につきましては、1ページの平面図で示している赤い色で塗りつぶした箇所となっています。北側の部分につきましては、過年度で施工が終わっている状況でございます。なので今回、対象となっているのはこの赤い部分になってございます。

○喜屋武力委員 左側は既にもうこの鉄筋継手で終わっているということですか。

○大城嘉和港湾課長 工事は終わっているというところでございます。

○喜屋武力委員 同じ工法じゃなかったんですか、前は。

○大城嘉和港湾課長 同じ工法となっております。

○喜屋武力委員 設計の一部変更ということになっていますけど、どういうところが一部変更になっているんですか。

○大城嘉和港湾課長 再度説明いたしますが、5ページを御覧ください。

当該橋梁につきましては、曲線とか幅員が変化する部分がございます。桁の間隔が広い箇所とか張り出し部分があるということで、桁から突出している鉄筋の長さが異なっているということで、干渉する箇所となっている平面図の赤

で示す箇所1549本につきまして、変更するという形になってございます。
以上です。

○喜屋武力委員 これアンカー打ち込むんですよね。

○大城嘉和港湾課長 6ページを御覧ください。

同じような形で説明になりますが、鉄筋を桁架設後につなぐ鉄筋継手につきましては、施工写真で示しているとおりの桁製作段階で継手の片側を桁に埋め込む形になってございます。

桁架設後に接続ボルトで接合する機械式継手を採用しているというところでございます。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より質疑内容の確認があり、設計変更の内容について改めて説明するように指示があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

大城嘉和港湾課長。

○大城嘉和港湾課長 失礼いたしました。本工事の発注時点では、突出している鉄筋と干渉しない桁架設機械が調達可能だということを受注実績のある業者にヒアリングをしまして確認してございます。

受注後に別の工事の工程遅延等により、当該機械の調達が遅れることが判明したということで、幅の狭い桁架設機械を調達して施工しているということで、機械式継手に変更したということでございます。

○喜屋武力委員 もともとから鉄筋が出ているようなものではなくて、最初からアンカーを打ち込む工法でしたか。

○大城嘉和港湾課長 当初も鉄筋が突出している形になる工法でやっていまして、桁架設機械が想定よりも幅の狭い機械しか調達できなかったということで、機械式継手に変更しているということでございます。

○喜屋武力委員 分かりました。大丈夫です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 今回の一部変更でこの間の工事の期間、工期が7月31日ということで今月いっぱいになっていますけれども、これは大丈夫なんですか。

○大城嘉和港湾課長 答えします。

現場はもう既に完了してございまして、7月中旬に工事の竣工の検査をする予定でございます。

○糸数昌洋委員 あと1点、全体事業概要のところに出ている事業年度が平成25年度から始まって令和12年度まで、後4年ぐらいですか。途中途中、設計の変更等あるんですけれども、この事業年度自体は、今様々資材高騰等ありますけれども、この予定で順調にいく見込みですか。

○大城嘉和港湾課長 事業年度は令和12年までとなっていますが、橋梁の完成につきましては令和9年なのですが、仮設橋とか県道との取付けとかそういった工事が残っていますので、令和12年という形になってございます。

以上です。

○糸数昌洋委員 分かりました。終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
下地康教委員。

○下地康教委員 今、現場は既に終わっているというふうなお話を聞いたんですけれども、契約変更する前にもう現場は終わっているんですか。

○大城嘉和港湾課長 先ほど説明したとおり、現場は完了してございます。
今回の提案につきましては、最後の精算という形での議案となってございます。

○下地康教委員 これちょっと理解に苦しむんですけれども。

普通、変更する前に一応、変更の積算などの手続をやって、大体これぐらいできますよと。じゃ、やりましょうと。最後に終わった後にこれだけかかりましたと。変更も協議だと思っんですよね。協議もせずに現場を終わらせてから、お金がかかりましたからそうやりますよというやり方なんですか。

○大城嘉和港湾課長 今回の工事の変更につきましては、契約書の18条で、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合に該当するというので、受注者と発注者で協議の上、設計変更をしてございます。

それを踏まえて今回、議案として上げているというところでございます。

○下地康教委員 この工事というのは、議会に提出する金額の工事ですよ、もともとね。なので変更する場合は、議会に求める要綱みたいのはありますか。

○大城嘉和港湾課長 失礼しました。

先ほど現場完了しているという話をしましたが、実際に工期は7月31日までになっていますので、まだ工事の片づけとかですね、そういったものがありますのでまだ終わっていないということで。議会の議決を受けた後に現場が完了するという形になってございます。

○下地康教委員 現場の状況は納得しました。

もう一つ、要するに5000万余りの変更契約というのは、この議会にける必要があるのかなのか。

○大城嘉和港湾課長 今回の議会に諮っているというのは契約金額が5億円以上を超えているということで、当初の予定価格が5億円以上ということで諮っているということでございます。今回、変更で5000万ですけれども、トータル5億超える形になりますので、対象になるということでございます。

○下地康教委員 私が申し上げているのは、当初は議会にかかる金額だということで議会にかけましたね。なので変更が5000万以上ですけれども、変更に対するものは議会にける必要があるんですかという質問ですけれど。

○山根博文技術・建設業課長 議会の案件に関しては当初契約が、予定価格が5億以上ということで承認をもらってまして、今回の議案に関しては、その

金額が変更になるということで、例えば5000万だから議会で議決を得るということではなくて、少額であろうとその承認をもらった金額から変更になるということで今回提案をしているところです。

○下地康教委員 議会にかけるといのは理解しましたけれども、要するにこの変更を議会にかけるといのはタイミングですね。極端な話、もう工事はある程度現場で終わっていますよと、だいたい業者と受注者と協議をしてそういう金額になりましたよと、なのでこの議会にかけているという流れですね、今ね。この議会にかけるといのは、タイミングというのは、いつでもいいんですかという話です。

要するに協議が済んで、ある程度金額が固まったときに変更しますよというふうな形で議会にかけるといのは、それとも極端な話、もうこういう工事になりましたと、検査も終わりましたと、こうなりましたよというところで議会にかけるといのは、これどうなんですかね。

○大城嘉和港湾課長 お答えします。

議会に諮るのはもちろん竣工前、工事をやっていますのでその段階で議会に諮るといふふうに考えてございます。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員より質疑内容の趣旨について改めて確認があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

大城嘉和港湾課長。

○大城嘉和港湾課長 お答えします。

受注者と発注者が変更の協議をします、協議が調った上で議会に諮るといふ形になります。

○下地康教委員 もう工事が進んでいますよね。本来もうちょっと——僕の場合は工事が進む前に、協議が調えば工事が始まるんですけども、その協議が調った時点で、工事が始まる前にこういった変更契約をしますよと、議会にかけるといふんじゃないのかなと、タイミング的にですよ。ただし、皆さん方の契約

事項の中にそういったことがうたわれていないというのであれば、要するに極端に言えば、工事が完了する前までに工事が進んであったとしても、議会にかけていいということになっているのか、その確認ですよ。

○大城嘉和港湾課長 繰り返しになりますが、受注者と発注者の協議をした上で、竣工検査前に議会に諮るという形でございます。

○下地康教委員 そうしますと、これ議会にかけるとするのは、金額の確認だけという形で理解していいですかね。我々は。

○大城嘉和港湾課長 当初の金額から変更になっていますので、それを確認していただくという形になります。

○下地康教委員 分かりました。

それともう一つですけれども、当初と使う機械が変わっていますよね。なぜ変わったんですか。

○大城嘉和港湾課長 お答えします。

発注時点で想定していた桁架設機械は、九州地方の橋梁工事で使用されてございました。

ただ、その工事が終わってからこの工事に使うということで調整していましたが、桁製作工場との工程調整等により工事工程が遅れたということで、今回、違う桁架設機械を調達したということでございます。

○下地康教委員 使う機械が変わったから増額になったという理解でよろしいですか。

○大城嘉和港湾課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 しかし使う機械が変わるというのは、発注者側の原因になるんですか。つまり発注者側がこの増額分を持たないといけないという話なんですか。

○大城嘉和港湾課長 今回の変更につきましては、一部の桁から突出した鉄筋の変更について、事前に受注者から協議がありまして、その変更について建設

工事請負契約書第18条の規定に基づいて、受注者と発注者で協議の上、設計変更したということでございます。

○下地康教委員 私が申し上げたいのは、要するにこの変更の要因というのは発注者から来るものじゃないと、受注者から来るものだというふうに理解しているんですね。

そういうふうな問題は、当初契約をする場合にちゃんとうたわれていたならば、これ特殊な機械だと思いますから、そういったリスクをしっかりと協議をして、こういった場合には発注者側がちゃんと持ってくださいよというような協議があったのかどうかですよ。

○砂川勇二土木建築部長 先ほどから説明しておりますが、事前に調整した段階では、当初計画していた機器が持って来られるという調整で発注しているということで、受注後にそれが使っている工事が遅れて持って来られなくなったということで、これに関しては受注者の責任でもなければ、発注者の責任でもないということになるわけです。

要するに、もともと使っていて終わるはずだったものが、そっちのほうが終わらなくて、こっちに持って来られなくなったということは、発注者としてもそれを見込んで発注していたんですけど、それができなくなったというのは先方が遅れているということになるので、受注者もそれを持ってくる予定が持って来られないですよということになると、お互い協議の上で、じゃ、もうその分の費用を見ましょと、条件を変更しますという形になるわけです。

○下地康教委員 いや、これ私の考えでは違うと思います。

これは最初のリスク管理ですよ。つまり、こういう特殊な機械はもし機械の変更があった場合は、お互い協議をしてその責任を確定するというものがあれば、そういう表記があれば、お互いが協議をして今回は発注者が持ちましょね、というんだったら納得できるんですよ。

ただどっちも原因がないという話ではなくて、最初からそういった協議の文言があったのかどうか問題と言っているわけですよ。

○砂川勇二土木建築部長 これにつきましては、請負契約書の第18条、現場での条件が変更になった場合は、協議の上、設計変更しますというのが載っていますので、それに基づいて設計変更を行うということでございます。

○下地康教委員 我々は素人ですから、分かりやすいようにそういう説明をしていただければ、余計な質問が出ないと思いますよ。だからもうちょっと分かりやすいやり方、答弁の仕方をお願いしたいと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 あと少しだけ御説明できませんか。

要するに今、工事は終わる中で工期は7月31日と今年になっているんですが、このように、この工事自体変更しなければならないと分かったのはいつ頃なんですか。

○大城嘉和港湾課長 お答えします。

もともと、桁架設機械が調達できないという遅れが判明したのが1月中旬になります。幅の狭い桁架設機械が調達可能と判明したのは2月中旬ということでございます。

○又吉清義委員 皆さんの議案を見てちょっと頭がこんがらがって、分からなくなってます。この議案の概要で追加工事が5000万余り出るんですが、この工期というのが令和6年10月23日から令和8年7月31日と、皆さんの工事変更は7月31日まで続くよというような説明の仕方をするものですから。要するに令和6年にはこれが分かって工事をして、それが、この工事変更のもので7月31日に完成ではなくて、今年1月に分かったということなんですか。これいつ頃分かりましたかということです。

○大城嘉和港湾課長 失礼しました。令和7年1月に調達ができないということが分かったということでございます。

○又吉清義委員 令和7年に分かっているようであれば、やはり議会で早めこうになりますと。皆さん協議もして金額も出ているんですから、そういったのを待つ必要はなくて、私は速やかに出すほうが、今みたいに混乱は起きないと思いますよ。

それをあえて、1年以上前に分かりながら出さなかった理由は何ですか。

○大城嘉和港湾課長 工事の途中途中で軽微な変更という形で、業者とは協議をしてございます。最終的に額が固まった段階で、最終的な契約という形になってございます。手続的にはそういう形になるということでございます。

○又吉清義委員 軽微な変更ですから、それはもう構わないかと思うんですよ。

非常に気になるのは、本契約をする中で、そこで発注者から工事を進めて5000万以上の変更があった場合は、議会事項じゃなかったかなというふうになりますが、調べてみるんですが。であるならば、やはり速やかに出して。軽微なものはお互い承認事項だから別にそれでいいわけですよ。こういうのがそれに該当するんだったら非常に好ましくないですよというふうに解釈できますので、その辺また皆さんもしっかりすることによって、我々も混乱しないし、皆さんも痛くもない腹を探られる必要もないわけですよ。

そういう意味で、事務方としてもそれを最後までぜひチェックして確認していただけないか。これ要望いたします。

以上です。

○仲里全孝委員長 以上で、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案運転者負傷事故に関する和解等についてを議題といたします。

ただいまの議題について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の4ページを御覧ください。

乙第17号議案運転者負傷事故に関する和解等について、御説明いたします。

本議案は、県道47号線における運転者負傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○下地建道路管理課長 道路管理課長の下地でございます。

資料2－4により御説明いたします。

1ページ目の提出議案の概要の4段落目の説明を御覧ください。

令和6年1月22日午後8時頃、那覇市久米1丁目7番23号先県道47号線を自転車で走行中に、県が設置したグレーチングにおいて転倒し、負傷した事案でございます。

県道側溝に設置したグレーチングとグレーチングの間に、3から4センチの隙間が生じていたことが事故の原因であります。

県は、本件事案について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、運転者及び運転者が加入する国民健康保険の保険者に対して、計1万8900円を支払う内容となっております。

賠償金は、県が契約している賠償責任保険により対応済みでございます。

過失割合については、夜間におけるグレーチングの状況の視認性や回避が困難であることを勘案し、保険会社からの助言を受け、県10割としております。

再発防止策として、事故現場のグレーチングは鋼材を溶接して隙間を埋め、ずれが生じないように措置しております。グレーチングの不具合が発生した場合は、当該不具合箇所だけではなく、周辺のグレーチング設置個所の点検確認を行い、発見と予防につなげることであります。

グレーチングは設置数も多く、また、位置関係の関係から不具合の把握が困難なところもありますが、令和7年度から稼働している道路通報システムを有効に活用していきたいと考えております。

下段及び資料2－4の2ページ以降に位置図、道路台帳平面図及び現場の状況の写真を提出しております。

以上で、乙第17号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 いつもこういった事故について私不思議なんだけど、事故発生は令和6年1月22日、2年以上も前なんです。なおかつ過失割合も10対0で100%県なんです。どうしてこんなに2年以上もかかるんですか。なぜ2年以上かかるのか、この過失割合が10対0となったのは最近ですか。

事故が起きてすぐ決まったんじゃないくて、皆さん自体もどのぐらい交渉しているんですか。早めにスピーディーにしたほうが皆さん非常に身軽なんでしょう、2年7か月間も持つというのは大変なことですよ。なんででしょうか。

○下地建道路管理課長 お答えいたします。

まず今回の和解相手方は、広島県に住所がございまして、沖縄に長期滞在しながら観光業の仕事もやっている方でございました。

今回事故に遭って、那覇市内の病院に通ってまして、その間の相手方とのやり取りに当たりまして、観光業で繁忙期に相手方からのやり取りがちょっと途絶えた期間もあったことと、また相手方が広島に帰っているとかでやり取りが滞ったことと、国民健康保険が広島のほうにございますので、そのやり取りに時間かかったことが今回2年ほど時間がかかった要因となってございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 そうすると、過失割合が10対0と決まったのはいつ頃なんですか。

○下地建道路管理課長 過失の割合が決まったのが、大体3か月後から4か月後ぐらい、いろいろ調査して決まりました。

その後、その支払いの広島の国民健康保険とか、その辺のやり取りとかでどれぐらい負担するのかなというのが、ちょっと時間かかったところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 過失割合が10対0であれば、素人的な考えで国民健康保険で言ったら、普通であれば、高齢者じゃないから一応3割負担ということがかかった費用をトータルして、はい、幾らねってすぐ計算出そうなもんだけど。

ぜひその辺もスピーディーにできるように、皆さん、行政の在り方、ちょっと見直してもらえませんか。

先方も1万8900円取るのに、2年間も待つのは大変だろうなと思いますので。やはりどうしたらスピーディーにできるか、ぜひ努力してもらえませんかということをお願いして頑張ってもらえませんかということなんですが、スピーディーにできる方法があれば、ぜひ改善をしてもらえませんか。

○下地建道路管理課長 御意見については、ごもっともな御意見でございます

ので、今後の対応につきましては、スピード感を持って対応できるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○又吉清義委員 以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 事故の状況をお聞きしたいんですけど、やはりこういうグレーチング事故って結構多いと思うんですけども。

自転車で走行中に、この写真を見るとグレーチングとグレーチングの間の幅があって、そこにタイヤがはまり込んで転倒したということなんですか。

○下地建道路管理課長 そのとおりでございます。

○糸数昌洋委員 それで3枚写真がありますね。

上と左側は分かるんですけど、この右下の写真、これはどういう、何を示した写真なんですか。

○下地建道路管理課長 こちらは、隙間のところをどんどんスライドさせていって、端部のところを鋼材で措置したという写真でございます。

○糸数昌洋委員 なるほど、これは修理後ですね。

○下地建道路管理課長 そのとおりです。

○糸数昌洋委員 多分こういうのは結構多いと思うんですよ、グレーチングの隙間が空いてというのは。

先ほど答弁で、道路通報システムなどで未然に防止していきたいような話があったけれども、道路通報システムというのは、皆さんほかの本会議の答弁でも述べているように、住民とかそこを通行している人が通報するものなので、なかなかそれによって発覚する事例というのは、パーセント的にも多分少ないんですよ。

ある意味で言えば本当にどこにでもあるような、起きるような事故のこうい

う状況というのは、通報システムメインでは多分そんなに発見できないと思います。ですので、日頃のパトロールとかそういうのを通じてどうやれるかっていうところが大事になってくるので、この辺のことはちょっと考えたほうがいいと思いますね。

あんまり道路通報システム頼らないほうがいいと思いますよ。それはやはり住民主導になっちゃうのでね。こういう事故が起きて初めて分かるというケースが非常に多いということもあると思うので、その辺ぜひ、どうすれば未然に防げるかというところは、何かしらの工夫を、前もって把握できるような工夫を検討していただけないかなと思います。

○下地建道路管理課長 お答えいたします。

まず道路パトロールで確認するに当たっては、街路樹の不健全さであったりとか、路面の性状が悪いところがないとか、落下物がないとか、不法占用物がないとか様々な視点でパトロールをしないといけない状況でございます。

その中で、当然グレーチングの不具合についても確認しないといけないところですけども、そのパトロールの際の確認する事項を幾らかでも軽減できないかということで、今保険会社がタクシー会社であったりとか、運送会社と契約してドライブレコーダーをつけていまして、その映像をAIが読み取って路面の穴ぼこだったりとか、ひび割れとかを検知するというシステムを開発していまして、それを活用できないかということで、そうするとパトロールの際に路面の性状を確認するという手間が一つ減るということは考えております。

ただ今後それを活用に当たって費用の面であったりとか、実際どれぐらいの精度で読み取ってもらえるとかというのもありますので、ちょっと試行をやりながら、今後その辺どんどん活用できないかと考えているところでございます。

以上です。

○糸数昌洋委員 そういう様々な手段を使いながら、ぜひとも前もって危険性が除去できるような状況をつくっていただきたいと思います。

終わります。

○仲里全孝委員長 これで糸数昌洋委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後 1 時20分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。

次に、乙第18号議案家屋損傷事故に関する和解等についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の5ページを御覧ください。

乙第18号議案家屋損傷事故に関する和解等についてを御説明いたします。

本議案は、県道36号線に県が設置した樹木による家屋損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○下地建道路管理課長 資料2－5により御説明いたします。

1 ページ目の提出議案の概要の4段落目の説明を御覧ください。

令和6年8月17日、うるま市字喜屋武482番地4先の県道36号線に県が設置した樹木の根が伸長して、店舗兼住宅の汚水排水管を損傷させた事案でございます。

樹木は、県が街路樹として植栽したものであり、県には管理責任がございます。

県は、本件事案について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に93万1700円を支払う内容となっております。

賠償金は、県が契約している賠償責任保険により対応済みでございます。

過失割合については、相手方に非はなく、回避もできないこと等から、保険会社からの助言を受け、県10割としております。

再発防止策として、当該街路樹は根元から撤去し、根も地表から30センチ程度除去しております。また、当該樹木フィッカスハワイは、根が伸長することから街路樹にはしない方針としており、既に植栽されているものについては木の勢いに注意し、住民から通報があった場合には速やかに確認することとします。

以上で、乙第18号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 もう少し詳しく、もしお分かりでしたら教えてもらいたいんですが。このような下水道管に街路樹による被害があったのは、今回、県として初めてでしょうか。どんなですか。

○下地建道路管理課長 お答えいたします。

過去に、平成27年に国道330号ひめゆり通りのアカギで同様のよう事故があった事案がございます。

○又吉清義委員 なぜそういうのを聞いたかという、これ今後増えてくると、私も今びっくりしている。宜野湾では30年前に頻繁に出ている地域があります。市道のところにおいて、これがトイレまで生えてきている。だから、皆さんも今後被害が出てくると思いますので、増えても減ることはないと思うわけ。街路樹の植え方であり、ちょっとこういうのを事前に少し知恵を出しておかないと私は大変なことにならないかなと思うな。まさかこんな県道まで出るとは思わなかった。宜野湾のほうは市道のほうで、歩道の大きさは大体3メートルなかったんですよ。ここの一角にこれが物すごい、この街路樹はガジュマルです。今回の木はガジュマルですか、それとも菩提樹ですか。

○下地建道路管理課長 お答えいたします。

フィッカスハワイという樹木でしてガジュマルの仲間になります。

○又吉清義委員　せっかく陰を作る街路樹、大きな樹木であったんだけど、ちょっと予期しないことが起こっているのがもう全県的になるかと思いますので、皆さんもその対策というのはぜひ考えといたほうがいいかと思います。

　せっかく道を涼しく陰を作ろうとしてやったのにこういう思わぬことが起きているので、そういった意味で大変かと思いますが、ぜひ、今後のためにこれ1件だという考えはしないで、今後出てくるというふうに思っていたほうが無難かと思います。

　以上です。

○仲里全孝委員長　ほかに質疑はありませんか。

　喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　この右上の写真、歩道なのか、道なのかちょっと分からないんですけど、こういった状況ですか。

○下地建道路管理課長　歩道でございます。

○喜屋武力委員　歩道から建物まで、これ幾らぐらい離れていますか。

○下地建道路管理課長　資料2－5の3ページの平面図をお願いします。こちらに街路樹の位置と今回の污水排水管の関係を表してございます。

　樹木の、この丸がついているところから污水排水管、損傷があった箇所の管が14メートルとなっております。

　この街路樹から民間と歩道との境界については、今ちょっと手元に資料がないので、何メートルとか答えられないんですけど、目測から約3メートル程度かなと推測します。

○喜屋武力委員　多分これ、私の目で見ても10メートルぐらい離れているんじゃないかと思うんだけど。

　建物が7メートル、歩道が3メートルとして、10メートル以上離れているんじゃないかと思うんだけど、この歩道と建物の区切りがないですよ、区切りがないように見えますけど。

○下地建道路管理課長　お答えいたします。

歩道と民有地の間に通常、地先境界ブロックというのを設けるんですけども、今映し出されている資料に伸長と書かれている赤の矢印がありますけど、その途中に民地との境がある状況でございます。

○喜屋武力委員　ここは下水道は完備されていないんですか。

○下地建道路管理課長　直接下水道管につながっているかどうかは分からないんですけども、この污水管自体が道路のほうに向かってつながっているので、下水道に接続しているのではないかと思います。

以上です。

○喜屋武力委員　下水道完備されているんだったら下水道をあれさせたほうが早かったんじゃないかなと。九十何万もかかるんだったら、どうなのかな。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

(休憩中に、污水排水管と下水道との接続状況について、確認があった。)

○仲里全孝委員長　再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　よろしくお願いします。

今写真を見ていると根上がりが見られます。高木の管理を適切にやっておけば、直根になっていくんですよ。根上りをそのままほったらかすから表面に張り出してくると思いますので、そういった意味でも、今後、高木の管理が重要になると思いますので、その辺はどう考えているのかお伺いします。

全部これを伐採していったらもう高木植えられなくなります。

○下地建道路管理課長　お答えいたします。

委員御指摘のとおり根上がりが見られている状況でして、まずこういう植栽をするに当たっては、やはり環境とかを考慮して根がちゃんと張れるような植樹柵なりの環境つくる必要があるかと。また、こういう場合、適度な剪定をしないと根っこはその分広がっていきますので、剪定管理をするということのも大事

かなと考えております。

以上でございます。

○新垣光栄委員 今後そういった意味で高木の管理もしっかりやっていけば、そういった伐倒しないでちゃんとした樹形の歩道が確保できると思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つ疑問なのは、この建物の後ろの山にあるガジュマルが入ってきているんじゃないかなと勘違いするほどですけれども、その辺の事実関係は調査したのか。

○下地建道路管理課長 お答えいたします。

今、表示されている写真のとおり、この建物の裏に雑木林がありまして、街路樹よりもそこのほうが距離も近いものですから、土木事務所のほうでもまずはそこからではないかということで、最初この地権者から意見があったときには、管理瑕疵はないという形で答えたんですけれども、先方が自費で污水管のところや道路と道路側の屋敷の角も掘って、そこの根っこの存在を確認いたしまして、これは街路樹じゃないかということ言われましたので、それにあわせて、我々も歩道部分を掘って樹木医に確認して、この根っこは連続していることが推測できると、同じ樹木だということを確認して道路管理瑕疵を認めたところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案から乙第22号議案までの車両損傷事故に関する和解等についての3件を一括議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 続きまして、表示同期しました資料1の6ページから8ページの乙第20号から乙第22号までの議案の車両損傷事故に関する和解等については、関連しますので一括して御説明いたします。

6ページの乙第20号議案は、県道153号線に県が設置した樹木による車両損傷事故について、7ページの乙第21号議案は、県道沖縄環状線に県が設置した樹木による車両損傷事故について、8ページの乙第22号議案は、県道東風平豊見城線の道路改築事業の事業区間に県が設置した進入防止柵による車両損傷事故について、それぞれ和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○下地建道路管理課長 資料2-6により乙第20号議案を御説明します。

1ページの提出議案の概要の4段落目の説明を御覧ください。

令和7年9月6日午後5時6分頃、浦添市牧港2丁目9番3号先県道153号線に県が設置した樹木の枝が落下して、走行中の車両を損傷させた事案でございます。

樹木は県が街路樹として植栽したものであり、県には管理責任がございます。

県は、本件事案について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に65万3500円を支払う内容となっております。

賠償金は、県が契約している賠償責任保険により対応済みでございます。

過失割合については、相手方には回避の可能性がないことから、保険会社からの助言を受け、県10割としております。

再発防止策として、当該樹木を含む同路線の植栽については、事故後の9月16日に剪定を行っております。

ほかの路線につきましても、道路パトロール時におきまして、街路樹の枯れ枝等に注意し対応するよう取り組んでまいります。

2ページに位置図、3ページに道路台帳平面図、5ページに現場の状況と車両の損傷の状況の写真を掲載しております。

以上で、乙第20号議案の説明を終わります。

続きまして、資料2-7により、乙第21号議案を御説明いたします。

1ページの提出議案の概要中の4段落目の説明を御覧ください。

令和7年12月23日午前9時頃、沖縄市八重島1丁目1番1号先県道沖縄環

状線に県が設置した樹木の折れて垂れ下がった枝が、走行中の車両を損傷させた事案でございます。

樹木は県が街路樹として植栽したものであり、伸長した枝が大型車両に衝突するなどして垂れ下がった状態にあったことが事故の原因であることから、管理瑕疵があったものと考えております。

県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に2万680円を支払う内容となっております。

事故発生の時刻や気象条件、相手方の事前に折れた枝を確認していたとの証言から回避可能性を勘案し、保険会社から過失割合5対5との助言を受け、5：5と決定いたしました。

再発防止策として街路樹の剪定伐採について、優先順位をつけて計画的に行っております。

2ページに位置図、3ページに道路台帳平面図、4ページに、現場の状況及び車両損傷の状況の写真を掲載しております。

以上で、乙第21号議案の説明を終わります。

続きまして、資料2－8により乙第22号議案を御説明いたします。

1ページの提出議案の概要中の4段落目の説明を御覧ください。

令和8年1月7日午前8時頃、県道東風平豊見城線の道路改築事業の事業区間に県が設置した進入防止柵が豊見城市道420号線側に倒れ、市道を走行中の車両を損傷させた事案でございます。

進入防止柵は、県道東風平豊見城線の未供用の区間への車両の進入を防止する目的で県が設置したもので、県には管理責任があります。

県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に6952円を支払う内容となっております。

過失割合は、保険会社から相手方の回避は困難であるとして、県10割の助言を受け、県10割としております。

再発防止策として、事故翌日の1月8日には、フェンスの設置の必要性について再検討を行い、フェンス部分の撤去を行っております。

なお、フェンスを固定していたブロックは残しており、車両の進入はできない状態となっております。

今後は、未供用箇所(point)の点検を適宜行うなど、管理体制を強化することとしております。

2ページ目に位置図、3ページに完成平面図、4ページに事故現場の状況及

び車両損傷の状況の写真を掲載しております。

以上で、乙第22号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案から乙第22号議案までに対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、どの議案に対する質疑であるか、議案番号を申し上げてから質疑を行うようよろしくお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第20号議案から乙第22号議案までに対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の請願令和6年第6号外4件、及び陳情令和6年第72号の4外69件を議題といたします。

ただいまの請願等について、土木建築部長等の説明を求めます。

なお、継続の請願等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 土木建築部所管に係る請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料3、請願陳情に関する説明資料の目次を御覧ください。

土木建築部所管の請願は継続5件、陳情は継続57件、新規13件となっております。

初めに、継続審議となっております陳情につきまして、処理概要の変更が9件ございますので、御説明いたします。

変更箇所につきましては、赤字下線で示しており、変更箇所を読み上げて御説明いたします。

20ページを御覧ください。

陳情令和6年第72号の4 令和6年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、御説明いたします。

25ページを御覧ください。

記の7の(2)、「本部港渡久地地区(旧エキスポ地区)」については、令和8年4月に策定した本部港中長期計画において、マリーナの整備を長期計画に位置付けております。今後は交流拠点空間の形成や周辺地域との連携等によりにぎわいと活力を創出できるよう、本部町や関係機関と連携を図りながら整備管理手法について検討を進めてまいります。」

26ページを御覧ください。

(7)、「仲田港については、現在、屋根付荷さばき施設の実施設計を行っているところです。運天港については、必要な予算確保に努め、伊是名村と連携しながら対応していきたいと考えております。」

27ページを御覧ください。

(10)のウ、「屋根付歩道の整備について、那覇港管理組合は、平成26年度から事業に着手し、令和8年4月に完了したとのことであり、引き続き、その他必要な施設整備に取り組んでいくとのことであります。」に変更しております。

44ページを御覧ください。

陳情令和6年第136号の4 令和6年度美ぎ島美しゃ(宮古・八重山)圏域の振興発展に関する陳情について、御説明いたします。

45ページを御覧ください。

記の6、2段落目について、「竹富町内における港湾施設については、令和7年度に小浜港の浮棧橋修繕工事を完了し、引き続き、竹富東港、仲間港の浮棧橋等の修繕工事を予定しております。」に変更しております。

68ページを御覧ください。

陳情令和7年第9号南西石油後背公有水面水路の抜本的な改善を求める陳情について、御説明いたします。

記の1及び2、「県は、関係機関と連携しながら西原町小那覇工業団地内の浸水被害対策に取り組んできたところであり、令和5年8月に南西石油背後地水路の導流堤整備を完了し、令和8年3月にはしゅんせつ工事を終えておりま

す。」に変更しております。

80ページを御覧ください。

陳情令和7年第51号中城湾港佐敷沿岸の海辺のまちづくりに関する陳情について、御説明いたします。

記の2、「県では、中城湾全体におけるトカゲハゼ保全計画を見直し、令和8年3月に中城湾におけるトカゲハゼの保全指針を策定しております。県は、同指針が適切に活用されるよう広く周知するとともに、同指針に基づき、各事業者の責任の下、トカゲハゼの保全に取り組むこととしております。」に変更しております。

84ページを御覧ください。

陳情令和7年第71号の4 令和7年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、御説明いたします。

86ページを御覧ください。

記の3の(2)、「栗国港は、島民の生活や産業活動を支える重要な港湾と考えており、令和7年度にグレーチング蓋改修や擬木、遊具及び東屋の撤去を完了しております。駐車場の改修等については、引き続き、地元との意見交換等を踏まえ、必要な予算の確保に努め、対応していきたいと考えております。」に変更しております。

103ページを御覧ください。

陳情令和7年第120号県道14号線の早期全面復旧に関する陳情について、御説明いたします。

記の1、2段落目について、「対策工法が決定したことから、令和7年度末に本復旧工事を契約しており、引き続き、早期復旧に向けて取り組んでいるところです。」に変更しております。

118ページを御覧ください。

陳情令和7年第168号海砂採取周辺地域における海岸侵食等の原因究明と対策に関する陳情について、御説明いたします。

119ページを御覧ください。

記の1、1段落目について、「令和7年度は、6者に対し海砂利採取計画の認可を行っております。」に変更しております。

120ページを御覧ください。

陳情令和7年第175号世界から選ばれる持続可能な観光地形成に関する陳情について、御説明いたします。

121ページを御覧ください。

記の2、2段落目について、「道路標識標示板の修繕については、劣化状況

等を勘案し、優先度が高い箇所から順次実施しており、令和8年度からは県単道路環境改善費等も活用し加速化を図っております。」に変更しております。

122ページを御覧ください。

陳情令和7年第181号中城村伊集地内の地滑り災害に関する陳情について、御説明いたします。

企画部から御説明願います。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長 企画部から御説明いたします。

記の2及び3、3段落目について、「また、令和8年1月には、県土保全条例第14条に基づき、文書により当該造成行為の内容を報告するよう求めました。同年3月に事業者からの報告があり、内容を精査したところ、条例違反があったと判断し、文書で指導したところです。」に変更しております。

企画部の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 次に、新規に付託された陳情について御説明いたします。

133ページを御覧ください。

陳情第22号中城村伊集地区産廃中間処理施設敷地の土砂崩落現場において早急に危険拡大防止対策に着手し、安全・安心な生活を取り戻すことを求める陳情について、御説明いたします。

記の1については、環境部及び農林水産部との共管となっており、記の2については、環境部、農林水産部及び企画部との共管となっております。

まずは、土木建築部の説明を行います。

記の1、陳情令和7年第181号、記の1に同じ。

記の2、陳情令和7年第181号、記の2に同じであります。

次に、環境部、農林水産部及び企画部から御説明願います。

○照屋貴子環境整備課班長 続きまして、環境部から説明いたします。

環境部の処理概要としましては、記の1、崩落現場においては、産業廃棄物処理業者によって、瓦礫類等の廃棄物を破碎処理し、建築資材製品となった処理後物の再生利用、販売等が行われておりましたが、崩落前日の保健所が実施した現場監視においては、未処理の瓦礫類等の廃棄物による土地造成は確認されず、また、廃棄物処理法で定められた基準内の量で保管されていたのを確認しております。

一方、敷地外に流出した瓦礫類等は、適切に回収・処理を行う必要があるこ

とから、県では当該事業者に対し、現場の復旧に合わせて、速やかに回収・処理を行うよう指導を行っているところです。

記の2、保健所では、これまでも廃棄物処理法に基づき、当該事業場に立入り、廃棄物の保管や処理の状況について確認をしており、原因究明及び公表に向け、関係部局に情報共有を図ってまいります。

環境部の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 次に、農林水産部から御説明願います。

○大城慎吾森林管理課班長 続きまして、農林水産部から説明いたします。

農林水産部の処理概要としましては、記の1及び2、陳情令和7年第181号の記の1及び2に同じとしております。

農林水産部の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 次に、企画部から御説明願います。

○城間直樹県土・跡地利用対策課長 続きまして、企画部から御説明いたします。

企画部の処理概要としましては、記の2、陳情令和7年第181号、記の2及び3に同じとしております。

企画部の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 135ページを御覧ください。

陳情第30号龍潭線歩道整備における舗装手法の見直し及びコーラル舗装の採用を求める陳情について、御説明いたします。

136ページを御覧ください。

記の1から5まで、龍潭線の歩道舗装については、那覇市都市景観条例に基づく都市景観形成基準において、石畳敷きと規定されております。

歩道舗装の採用に当たっては、今後、自治会及び地域住民と意見交換等を行い、整備及び維持管理の手法を検討してまいります。

137ページを御覧ください。

陳情第44号石垣空港駐車場における国管理空港と同様の混雑緩和に向けた取組を求める陳情について、御説明いたします。

陳情令和6年第136号の4、記の5に同じであります。

138ページを御覧ください。

陳情第47号の4 令和8年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、御説明いたします。

記の1、陳情令和6年第72号の4、記の3（7）に同じ。

記の2、県管理道路沿いののり面に植生する雑木について、現場状況や優先順位を勘案し、剪定や伐採を実施しております。

引き続き、国頭村と協力しながらギンネムの駆除に取り組んでまいります。

記の3、陳情令和7年第120号、記の1に同じ。

記の4、陳情令和7年第71号の4、記の2（1）に同じ。

記の5、本部港における車両停車場所の確保については、利用状況を確認するとともに、伊江村や関係機関と意見交換を行いながら対応していきたいと考えております。

記の6、県道179号田名野甫線については、令和7年度に転落防止柵約420メートルの更新を行ったところです。

また、野甫大橋のゲートの腐食については、今後予算の確保に努め、早期の修繕に取り組んでいきたいと考えております。

記の8、那覇港管理組合によると、多くの離島航路の発着点となっている泊埤頭地区は、現状でも狭隘な状態となっており、岸壁の拡張は困難であるとのことであります。

その他、必要な施設整備については、引き続き取り組んでいくとのことであります。

記の9、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して供給するものであるため、入居対象者の状況等、地域の実情に精通した市町村が主体となり整備を進める必要があると考えており、県としては、その支援に努めていくこととしております。

引き続き、地域の実情を踏まえた公的賃貸住宅等の整備手法について意見交換を行っていききたいと考えております。

記の10、粟国港屋根つき通路については、島民等利用者の利便性を向上させる重要な施設の一つと認識しております。

引き続き、港湾の利用状況や施設の維持管理について、粟国村との意見交換を踏まえ、必要な予算の確保に努め、対応していきたいと考えております。

記の11、海岸法に規定される海岸管理者の役割は、津波や高潮等の被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることにより、国土の保全に資することとなっております。

県は、海浜を自由に使用するための条例や海浜利用に関する総合的施策を踏まえ、海岸の適正な管理に努めているところです。

引き続き、市町村や関係機関と連携し、適正な海岸利用が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

記の12、県では、市町村が空家等対策計画に基づき実施する取組について、必要な技術的助言等を行っております。

中間所得層向けの地域優良賃貸住宅制度については、国の助成制度であることから、全国的な活用事例の研究や地域の実情を踏まえながら、市町村と意見交換等を行っていききたいと考えております。

記の13、スマートレーンの設置については、航空会社等と協議を行っているところであり、引き続き、協力していききたいと考えております。

平行誘導路の設置や駐機場拡張については、調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

ターミナル地域の拡張については、駐機場の配置計画を踏まえて関係機関と連携し、取り組んでまいります。

記の14、石垣市による白保道の駅の施設整備については、石垣市と調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

記の15、公共下水道の設置・管理については、下水道法第3条により、市町村が行うこととされております。

県としては、広域化・共同化等による効率的な事業運営について、石垣市と意見交換を行いながら、積極的に情報提供や技術的助言を行ってまいります。

次に、記の16、祖納港は、与那国島の地域振興を支える重要な港湾と考えており、平成25年度から静穏度向上を目的に事業を進めているところです。

県が管理する港湾施設においては、限られた予算の中、優先順位をつけ、市町村と連携しながら、修繕等を行うなど老朽化対策に取り組んでおります。

引き続き、必要な予算を確保し、港湾改修事業の早期完了や港湾施設の適切な維持管理に取り組んでいきたいと考えております。

142ページを御覧ください。

陳情第54号龍潭通り歩道の石張り舗装継続に関する陳情について、御説明いたします。

記の1から3まで、龍潭線の歩道舗装については、那覇市都市景観条例に基づく都市景観形成基準において、石畳敷きと規定されております。

歩道舗装の採用に当たっては、今後、自治会及び地域住民と意見交換を行い、整備及び維持管理の手法を検討してまいります。

なお、首里城正殿完成時の来訪客の通行に支障を来たさないよう、暫定的な対応を実施しております。

144ページを御覧ください。

陳情第56号八重瀬町土地区画整理事業における違法擁壁の築造に対する南部土木事務所の不作為の実態解明を求める陳情について、御説明いたします。

145ページを御覧ください。

土地区画整理事業地内の建築物の敷地で、高さ2メートルを超える擁壁を築造する場合は、建築基準法に基づく確認申請を受けることとしています。ただし、道路法等他法令の基準や指針等により築造する擁壁については、確認申請を要しないものとしています。

建築基準法に基づく建築確認を受けずに土地区画整理事業で築造された擁壁は、同法第12条第5項の規定に基づく報告書等により、築造経緯等を把握しております。

なお、安全性に疑義がある場合は、適切に指導等を行ってまいります。

146ページを御覧ください。

陳情第59号土砂災害対策に関する陳情について、御説明いたします。

記の1、土砂災害防止対策事業を行うためには、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等、関係法令に基づく区域に指定する必要があります。

また、急傾斜地崩壊対策事業においては、対象箇所が自然斜面であり、かつ斜面の所有者、管理者等が対策工事を行うことが困難または不相当と認められる場合に限り、事業採択となります。

なお、関係法令の指定基準を満たさない場合には、市町村もしくは斜面の所有者、管理者等において対策工事を実施することとなります。

県としては、北中城村と連携しながら取り組んでまいります。

記の2及び3、当該2地区は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されております。

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域、土砂災害特別警戒区域は、建物等に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域となっております。

当該区域の指定により、住民への危険の周知、市町村による警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進し、土砂災害から住民等の生命を守る施策となっております。

148ページを御覧ください。

陳情第60号米国防総省の公式文書により辺野古埋立の必要理由の根拠がなくなったため、知事に埋立承認の撤回を求める陳情について、御説明いたします。

記の１については、知事公室との共管になっております。

まずは、土木建築部の説明を行います。

149ページを御覧ください。

記の１、陳情令和６年第121号、記の１及び２に同じであります。

次に、知事公室から説明願います。

○西垣一耕辺野古新基地建設問題対策課副参事 続きまして、知事公室から説明いたします。

知事公室の処理概要としましては、記の１、一般論として、行政処分 of 撤回は、瑕疵なく成立した法律関係について、その後の事情により法律関係を存続させることが妥当でないということが生じたときに、法律関係を消滅させるものであることから、関係法令の規定を踏まえつつ適切に判断される必要があります。

県としては、日本政府に対し、令和８年３月の普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会場で、返還条件に関し、米側の認識を再確認するよう求めたところであり、引き続き、様々な機会を通して返還条件に関する日米両政府の認識等を確認していきたいと考えております。

知事公室の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 次に、150ページを御覧ください。

陳情第61号海砂採取の早急な規制強化を求める陳情について、御説明いたします。

記の１の（１）、県において海砂利は、建設用骨材などとして必要不可欠なものであり、年間総量規制等については、慎重に検討する必要があります。

そのため、これまでの調査結果等を踏まえ、委員会等の設置を含めた検討を進めており、幅広くかつ専門的な視点から率直な意見交換を行う必要があることから、有識者名等の公表は控えさせていただいております。

（２）、（３）、（４）、（５）及び（６）、陳情令和７年第28号、記の１に同じ。

記の２（１）、陳情令和７年第112号、記の８に同じであります。

次に、152ページを御覧ください。

陳情第62号安謝川河川改修事業（石嶺工区）の早期完了に関する陳情について、御説明いたします。

記の１及び２、安謝川については、整備延長約５キロメートルのうち、河口部から古島までの約2.5キロメートルが概成しております。

県としては、引き続き、所要額の確保に努めるとともに、安謝川上流域における浸水被害の軽減に向け、那覇市と連携を図りながら早期整備に取り組んでまいります。

次に、153ページを御覧ください。

陳情第63号生物多様性保全の観点からの沖縄島周辺の海砂採取に関する陳情について、御説明いたします。

記の1（1）及び2（3）は環境部所管、1（2）は環境部との共管となっております。

まずは環境部から御説明願います。

○與儀喜真自然保護課長 続きまして、環境部から御説明いたします。

環境部の処理概要としましては、記の1（1）、（2）及び2（3）、生物多様性国家戦略2023－2030及び第二次生物多様性おきなわ戦略については、生物多様性の保全と持続可能な利用の方針や目標を定めたものであり、これらを踏まえ、県は生物多様性の保全と海域の持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があると考えております。

なお、環境省では、海洋保護区に該当する区域を自然公園や鳥獣保護区、共同漁業権区域等としており、それぞれに対する法令によって区域が定められております。

海洋保護区内での行為については、各種法令等に基づき判断されることとなりますが、県としては、両戦略の方針を踏まえ関係部局とも連携しながら取り組んでまいります。

環境部の説明は以上です。

○砂川勇二土木建築部長 土木建築部の説明を行います。

154ページを御覧ください。

記の1（2）、（4）及び（6）、陳情令和7年第28号、記の1に同じ。

（3）、陳情令和7年第112号、記の4に同じ。

（5）、陳情令和7年第112号、記の8に同じ。

記の2の（1）、陳情令和8年第61号、記の1（1）に同じ。

（2）、（4）及び（5）、陳情令和7年第28号、記の1に同じであります。

次に、156ページを御覧ください。

陳情第64号ヤンバルの砂浜異変を身近に感じる住民との意見交換会の開催に関する陳情について、御説明いたします。

記の 1 及び 2、陳情令和 7 年第 28 号、記の 1 に同じであります。

次に、157 ページを御覧ください。

陳情第 65 号沖縄県における物流拠点の整備に関する陳情について、御説明いたします。

158 ページを御覧ください。

記の 1 及び 2、那覇港管理組合によると、那覇港においては、取扱貨物量の増加や船舶の大型化等により港湾施設用地が狭隘化しており、一団で活用できる用地の確保が難しい現状であるとのこと。

シャーシ等の輸送資機材置場の確保等については、引き続き、那覇港管理組合において、貴協会を含む関係者との意見交換を行っていくとのこと。

土木建築部所管の請願・陳情について、説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長等の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、請願等番号を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 たくさんあるんですが、海砂関係の陳情ですね、お願いします。

令和 7 年陳情第 26 号、第 28 号、第 111 号、第 112 号、第 150 号、今年に入って第 61 号、第 63 号、第 64 号新規が含まれております。

陳情令和 7 年第 112 号の陳情で聞いていきたいと思っております。

最初に今海砂の採取がこれだけ陳情も増えてきて県民の関心も高まっていると思います。海砂は、土木建築部の所管でありますので、海砂利採取要綱というのがあって、それに沿って許可を出していると思うんですが、海砂の採取区域はどのように定められていますか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えいたします。

海砂利要綱の第 2 条において、採取区域は、次に適合するものでなければならないということにしております。適合すると、採取できる場所ですね。

まず 1 つとして港湾施設、海岸保全施設等公共施設に影響のない区域、船舶

の航行に支障のない区域、魚礁の設置等漁場造成が行われている区域に影響のない区域、自然公園区域、海中公園区域の周辺 1 キロメートル以内含む、あと自然環境保全区域地域及び鳥獣保護区域でない区域。ただし、自然公園法に基づき必要な許可等を受けたものについてはその限りではない。あと海岸線及び公共の施設等から 1 キロメートル以上離れ、かつ水深が 15 メートル以上の区域ということで、今御説明した内容以外の区域、海域からで採取禁止となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

それで今、慶良間諸島、国立公園に指定されている慶良間の海でもこの海砂が採取されています。

いつからどれくらいの量が採取されていますか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えいたします。

平成 27 年以前については、採取場所ごとの採取の実績が集計されておりませんので、いつから採取始まったのかというのはお答えすることはできませんけれども、直近 5 か年の採取の量としましては、まず、令和 7 年度は 16 万 9000 立方メートル、令和 6 年度は 12 万 2000 立方メートル、令和 5 年度は 13 万立方メートル、令和 4 年度は 19 万立方メートル、令和 3 年度は 24 万 2000 立方メートルとなっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 沖縄県全体の年間の海砂採取量というのは、近年どれくらいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

過去 5 か年の実績としまして、まず令和 7 年度が 153 万 8893 立方メートル、令和 6 年度が 82 万 8705 立方メートル、令和 5 年度が 76 万 3964 立方メートル、令和 4 年度が 80 万 7485 立方メートル、令和 3 年度が 123 万 4646 立方メートルとなっております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

全体の中でもこの慶良間は、1 割以上ぐらいになっているのか……もったか。

それで最初に取れるところ、取れないところの説明あったんですけども、この慶良間ブルー、世界に誇る沖縄の海、しかも自然公園法で定められている国立公園ですよ。その海域が国立公園ということで世界的にも有名なわけなんですけれども、そこでの海砂採取は認められるんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

自然公園内の海域における行為については、今から言います区分によって制度が異なっております。

まず、海域公園地区という部分に関しては、環境大臣の許可が必要です。

海域公園地区内に含まれない海域、普通地域と呼ばれるところのうち、海域公園地区の周辺1キロの海域、そちらは環境大臣への事前の届出が必要になります。

その他の普通地域というところは、届出が必要ないということになっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 今、取られている場所というのは、この規制の厳しい海域公園地区ではなくて、その他の地域ということだと思えるんですけども、海域公園地区からどれくらい離れていて、どれくらいの深さで取っているんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

令和7年度に認可をした採取計画を確認したんですけども、2業者が7か所にて海砂の計画を受けておまして、海域公園地区から最も近い区域で採取しているもので約1.2キロメートルの場所で採取しておまして、採取箇所の深さは52メートルから78メートルとなっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 これらは届出だけでいいわけですよ、許可も必要ない。

実際にこの申請どおりに取られているのか、ちゃんとその場所で本当にやっているのかというところは確認できるんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 すみません。

委員のおっしゃっているこの場所は今、採取実績があるとか、届出も必要がないところですよ。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より採取区域について改めて説明するように指摘があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

又吉一誠海岸防災課長。

○又吉一誠海岸防災課長 すみません。ちょっと説明不足で申し訳ないです。

届出が必要ないというのは、自然公園のところに届出はないということで、その位置の確認のほうは、ちょっと……。

実際の採取場所については、採取業者のほうからGPSの位置情報を記した資料を提出してもらって、それで確認しているところです。

○比嘉瑞己委員 これは事前の話ですよ、その事後もちゃんと確認は取れるんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 この報告は事後です。

○比嘉瑞己委員 了解です。

それで環境部にお聞きしたいんですけれども、今、ちゃんとこの枠組みの中でやっているみたいなんですけれども、この海砂の採取によって国立公園である慶良間の海に影響はないのかどうか、こういったのは皆さん調査はしていますか。

○與儀喜真自然保護課長 慶良間は国立公園なので、所管が沖縄奄美自然環境事務所となっております、届出とか許可申請はそちらのほうに行っているということになります。なので、直接的な状況は把握していません。

○比嘉瑞己委員 ちょっと多岐にわたるので今自然公園法の観点で聞いたんですけど、そういう状況です。

自然公園法の中では、守るべきところから少し離れていても届出があればできるし、海砂の採取も可能であるということです。

続いて土木に戻ります。海岸法の観点でお聞きしたいんですけれども、皆さん海岸法を所管していてそこで海砂採取の要綱もあるわけなんですけれども、この

海岸法でいう海岸保全区域、この目的は何ですか。県内の指定の状況を教えてください。

○又吉一誠海岸防災課長 海岸保全区域についてですけれども、海岸保全区域は、津波や高潮等から国土及び海岸、背後地の民家、住民を守るために、その施設を整備する際に指定する区域となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 今、その施設を守る、海岸施設を守るという説明でした。

それで海岸法で施設ではなくて、この自然の手つかずの砂浜を区域に指定することはできますか。

○又吉一誠海岸防災課長 先ほども申し上げたんですけど、海岸保全施設を守るために区域を設定するのでなくて、民家や住民を守るために区域を設定することになっておりますので、自然海岸等の場合は、恐らく背後に住民とか、民家とかそういう保全する施設がないものですから、区域の指定は行ってはおりません。

以上です。

○比嘉瑞己委員 そうなんですよ。ヤンバルもこないだ調査に行ったときに、そこは海岸保全区域ではないと。なぜならその後ろには集落もないから、守るべきものがないから、ここは保全区域には指定されておられませんということでした。

国道は走っているんですけども、それでも対象にならない。手つかずの砂浜を守る方法はないのかなということで、この間ずっと本会議でも質問しているわけですけども、それが、実際にはないのが今現状だと思います。

皆さんの計画では、今改定中ですけども、海岸保全基本計画というのを持っているんですけども。これを読ましてもらったら、自然環境が良好な海岸環境を積極的に保全する区域に定めるというふうに書かれています。

この県内の設定状況はどうなっていますか。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えします。

ちょっと具体的に、箇所箇所ということではなくて、例えば北部でいうとヤンバル西部ゾーンといいまして、ヤンバルの地域一帯であつたりとか、離島の慶良間とか、伊是名地域とか都市部じゃないところというのですかね、その地

域のところで大枠で囲ってその中の海岸保全区域以外で、施設を造らないところとか、そういうところを設定しているということで、一個一個、どの海岸どの海岸ということで設定しているわけではございません。

○比嘉瑞己委員 具体的には書かれていないけれども、要するに手つかずの砂浜を持っていくという意味だと思ったんですけれども。それでわざわざ積極的に保全する区域って言っているわけですよ。皆さん積極的にと言っているんだけど、どういった取組をされているんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 この海岸保全基本計画には海岸環境の整備及び保全に関する事項として、優れた自然景観や貴重な動植物が生息している海岸においては、可能な限り海岸環境を現状のまま保存し、次世代に継承していくことが重要であるということとしておりまして、まず海岸域に良好な自然が残っている自然海岸、海岸の背後に住宅や耕地等防護対象がない自然海岸、海岸の前面及び背後に開発計画がない自然海岸ということで、原則的に構造物を設置しない区域とすることで自然環境を保全することということで設定しております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 皆さん土木建築部ですからいろいろ防護施設を造る、防波堤とか造る、高潮とか津波から守るところが一義的にあって、そういう発想になると思います。

しかし、今聞いても積極的にと言いながら結局は開発をしない、手つかずのまま残していくというところなんです。何もしないとも言えるんですよ、積極的に言いながら。

一方で環境部の関係法を見ても自然環境保全法、自然公園法でもなかなかこの積極的に守るというところが見えてきません。そうした中で今、この海砂採取が問題となっていて、これだけ県民が心配をしているわけです。

それで私もまだ勉強中で、答えをなかなか見つけきれないんですけれども、いろいろ調べていったら瀬戸内海環境保全特別措置法という法律がありました。

70年代、瀬戸内海がこの海砂の問題で深刻になって法律までつくったわけですね、その中で自然海浜保全地区制度というのができたそうです。環境省のところにありました。

これについて、環境部は見解を持っていますか。

○與儀喜真自然保護課長 沖縄県は対象外なんですけれども、瀬戸内海環境保全特別措置法という法律が昭和48年に瀬戸内海環境保全臨時措置法ということで、水質汚濁防止法の特別法として制定されまして、その後、昭和53年に赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策を加えられて恒久法として、現在の法律となっているという経緯があります。その中で自然海浜保全地区とは何かというところで、同法の第12条の13において、関係府県は条例で定めるところにより、水際線付近またはその水深がおおむね20メートルを超えない海域において、砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているものまたは海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるものに該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができるかとされております。

○比嘉瑞己委員 引き続き私も勉強していきますけれども、都道府県の知事が定めれば、そこに海浜も保全地区として定めることができるというふうに書いてあると思います。

全国で九十何か所あるので、ぜひ皆さんも勉強していただきたいと思います。

最後に新規の陳情第64号156ページ、ここで皆さんの処理概要では、ほかのところと同じですってなっているんですけど、この陳情項目としては住民と意見交換をしてほしいってあるんですね。

それについては答えていないと思うんですけども。私はぜひ皆さん、この実態をよく知っている地域住民の方からちゃんと意見を聞くべきだと思いますよ。

皆さんは今、専門家の皆さんとの意見交換をやっているわけですよね。地域住民からまず、どういうふうになっているんだということを聞く機会って大切だと思うんですけど、これについてはどうですか。

○又吉一誠海岸防災課長 処理概要ですね、継続の内容と一緒にしている理由としましては、今おっしゃっているように有識者等々と意見交換をしてですね、今後、委員会の設置、あとその内容の議論等を行っている中で、委員の方々ともこの地域の声とか、状況を聞く必要があるという話があれば、その中で相談した上で進めていきたいと思っておりますので、処理概要としては一緒ということにしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 その審議会の中でそれが出なかったらやらないわけでしょ。これはそういう話じゃなくて、今県に意見交換会をしてほしい、早急にやってほしいって言っているんですよ。これにちゃんと答えるべきじゃないですか。

○又吉一誠海岸防災課長 この陳情の内容も含めて、この有識者の方々のほうに情報はお渡しして、その中で議論していきたいと思います。

以上です。

○比嘉瑞己委員 これは有識者の意見を待つ話じゃないと思いますよ、県の姿勢の問題だと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 それでは、陳情第54号龍潭通りのほうから行きたいんですが、これは同じ新規で陳情第30号のほうも龍潭通りということで2つ同じ龍潭通りの案件で出ているんですが、片やこの第54号は要旨のほうからすると、この安全性は南部土木事務所の説明で確保されているという読み取り方ができるんですけど。ただ、陳情第30号では、皆さんが処理概要で述べているように景観条例で石張りが規定されているということは、当初はあまりそのことの物言いがなかったと思うんですよ。ところが年数を重ねる中で石張りということで滑るんだとか、雨が降ることで石張りのほうが劣化して穴が空いて転ばれる方、けがをされる方がいるということの部分、全く別々なんですよ。その辺のもので皆さん今後自治会を含めて、地域住民との意見交換を行いということであるんですが、なかなか意見がまとまらないということで、正殿完成時の来訪客の通行に支障を来さないように暫定的に対応を実施しますというのがあるんですけど、皆さん、両極端と言うとおかしいんですけど、この通り会と自治会ね、この2つをこれからどういう形でまとめていくのか、それからお答えください。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

我々もこれまで、両方の陳情者といろいろ議論は重ねてまいりまして、先ほ

ど言った滑るとか補修の件につきましても南部土木と一緒に、例えば、こういう補修をしますとか、通報があったらできるだけ早めに対応しますというふうな話もさせていただきました。

片や、石張り舗装から石粉舗装にということもあって、お互い折衷案でどうですかと、我々からも案を出しまして1つの歩道の中で石張りとし粉舗装の折衷案とかいろいろお話もさせていただきました。

なかなか決めることができなくて、今日まで至っているんですけども、我々としましても、今後とも沿道の住民の皆様と協議を重ねまして、何とかお互いが納得がいくようなところに落とし込みたいというふうに考えておりますので、今回は、もう首里城の完成も迫っているものですから、取りあえず暫定で舗装はさせていただいています。

先ほども申し上げましたが、お互いの陳情者が納得いくような形でできるように、今後とも話合いのほうは続けていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○當間盛夫委員 あくまでも暫定ということで事業、歩道のほうは対応されるということなんですけど、この龍潭通りの事業年度っていつまでなんですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 暫定で今進めているものですから、なかなかいつとは言えないんですが、本当は歩道の舗装をちゃんと決めて終わりたいというふうに考えていまして、これが終わるまではなかなかいつまでというのは言いづらい状況です。

○當間盛夫委員 私もこれずっとやってきましたので、実際こういう生活道路として使われている皆さんからすると、やはり滑るだとかいろんな形で安全性に問題があるんだというもの——自治会の皆さんから言われている部分は、もう石張りで決めたんだから皆さんが安全だって言っているんだから、その方向性で皆さんがちゃんと維持管理してやってよ、というような方向性だと思うんですよね。

僕は歴史的なものを見ても首里の昔の通りというのは石張りじゃないんですよ、砂利利のもので。そういったことも含めて今、中城御殿でも整備もやっているんですけど、中城御殿の前の歩道は白コーラルに、審議会ですういう形のものになっているわけさ。それから考えても歴史的なものからしても本来は白コーラルのほうが私はいいと思うんですけど。一方のことを取るというのは

なかなか難しいでしょうから、それまでは課長が言われたように偏ったということじゃなくて、両方の意見を取り入れた部分での整備事業をやっていただければというふうに思っていますので、大変でしょうけどよろしく願いいたします。

次、同じ新規で陳情第56号八重瀬町の土地区画整理事業のものがあるんですけど、この件名を見ると南部土木事務所の不作為の実態解明を求めるというのがあるんですけど、この八重瀬町の土地区画整理事業で南部土木の不作為というのはどういうことなんですか。

○知念秀起建築指導課長 お答えいたします。

陳情書に建築基準法違反の擁壁とございますので、本件は建築基準法に基づく擁壁の確認申請の手續がなされていないことを違法と称しているものと推察いたします。

確かに同法により、まず建築物の敷地に関して高さ2メートルを超える擁壁を築造する場合、原則として確認申請が必要であるというふうに認識しております。

ただし、土地区画整理事業では道路法など他法令の基準で擁壁を築造する場合もございますので、そういった場合、県においては、そのような他法令の基準や指針等により安全性が確認できる擁壁を築造する場合は確認申請を省略することができるとしております。

そういった意味で、この陳情者の方は確認が取れていないことに対して違法だから南部土木事務所に指導するようにという申入れをしたものと考えております。

以上です。

○當間盛夫委員 ということは、八重瀬町伊覇・屋宜原の公共施行の分と富盛の組合施行のものは、建築基準法に基づく建築確認を行っていないと、完了検査を行っていないという形で捉えていいというわけですか。

○知念秀起建築指導課長 南部土木事務所に確認しましたところ、確認を取っている擁壁もございますし、また、完了検査を受けている擁壁もございます。

ただ、確認を取られていない擁壁もあるということを聞いております。

○當間盛夫委員 私も理解して聞いているんですよ。

普通、区画整理をすると公共なものだから、八重瀬町が区画整理をしまし

た、組合でもやりました、ところが最終的な完了検査を受けずにその分でのものをやっているわけさ。受けていないもんだから今の話になるわけさ。

最終検査を受けているのであれば、この擁壁云々の話はないはずなんですよ。だって公共がやっているわけだから、一団としてこの区画整理をやったわけだからという認識でいいんですよということ。

本来、八重瀬町がしっかりとこのことをやっておけばこういうことになっていないんですよという確認ですよ。

○知念秀起建築指導課長 委員おっしゃるとおりだと思います。

確かに確認を取らなくてもいい場合もございますが、やはり陳情者としてはこの当該地区において、建築基準法上の確認を取っていない擁壁が多いことを被害が拡大していると称していると考えております。

建築基準法上確認を取っていない擁壁に面する宅地について建築物の確認申請をするに当たっては、その擁壁も含めて、敷地全体としての建築物の安全性を確認の審査側で審査することになりますので、いわゆる確認が取れてちゃんと完了検査を受けてあって安全ですよという、初めから分かる擁壁に面している敷地と比べて安全性の不安があるものだと思います。

しかし、そういった公的な土地区画整理事業において、技術的基準によらない擁壁を築造するというのはちょっと考えにくいのかなと思います。それゆえ、南部土木にも確認したのですが、現段階で当該地区の擁壁は同法第12条第5項の報告において安全性がないと判断した事例は今のところないようでございます。

また、八重瀬町から南部土木事務所に対して、倒壊であったり、ひび割れとか実態としての被害が生じたという事例の報告も受けていないというふうに聞いております。

以上でございます。

○當間盛夫委員 それもないわけよ、ないんだけど確認申請を受けていないもんだから、改めて建築主はやらないといけないわけさ。本来は区画整理だからわざわざ受ける必要ないはずなんですよ、確認申請のことが終わっていれば。終わっていないもんだから一つ一つ出さないといけない。

何でこれが問題になるかといったら、これが時間かかっているわけさ、1年かけても南部土木からこれ出せ、あれ出せといろんなものがあるもんだから。これが時間がかかって1年でできると、おうち、アパートが造れると思ったのに、区画整理しているからと思ったのに、南部土木でやったらこういういろん

な要件的なものがある半面、半年たっても確認申請が下りない、1年たっても下りないということがあるもんだから。

八重瀬町は何言っているかといったら、南部土木に出したら時間かかるから民間に出してくださいと、こんな行政があるか。皆さんこれを分かっているがらは是正していないわけさ。この辺はどうなんですか。

僕は八重瀬町が、本来は皆さんのところなり、南部土木になりにもう申し訳ないと、我々の不手際でということ——八重瀬町ともう少し皆さんも膝交えてこの現状をどう是正するかということをやらないと、今言っているように地主さんに迷惑がかかっているわけさ。皆さんは出されているもので、淡々とやっていますと言うんだけど、本来、確実にそのことをやってあげばこういうことを必要としないわけさ。その辺はどうなんですか。それと八重瀬町からは何にもそのことは来ないんですか。

○知念秀起建築指導課長 八重瀬町のほうから南部土木事務所に対して確認取ってある部分ですとか、取っていない部分ですとか、報告をしているようでございまして、そこでこれから建物を建てるに当たって安全性を早めに……。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から質疑の趣旨について改めて説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

知念秀起建築指導課長。

○知念秀起建築指導課長 そもそも、土地区画整理事業でやっているものですので確認を取る必要がない、要するに土地区画整理事業できちんと完了検査をやっていれば安全性は分かるのかなというふうに考えております。

以上です。

○當間盛夫委員 それは僕も理解していて、それをやっていない八重瀬町を含めた公共の部分があるものを、ずっとそのままにしているのはいかなものかということよ。完了検査を受けていないから、八重瀬町がこの区画整理において。

○知念秀起建築指導課長 今の完了検査についてでございますけれども、建築

確認を受けた後の建築基準法上の完了検査と土地区画整理事業としての完了検査があるということでございます。ですので、建築基準法上の確認が必要ないとしていますのは、土地区画整理事業という公共事業としての完了検査、そこで安全性を担保すべきものと考えております。

以上です。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から質疑の趣旨と当該事案の問題点について説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

知念秀起建築指導課長。

○知念秀起建築指導課長 八重瀬町側できちんとかういったものに準拠して造っていますよという資料を出せば、確認はすぐに、安全性はありますねということで下りると思うんですね。それで、何か問題があれば当然指導とか行いますけど別に何も問題がなければ……。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から当該事案について、八重瀬町では完了検査が終わっておらず問題になっているとの説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

仲本利江建築都市統括監。

○仲本利江建築都市統括監 當間盛夫委員おっしゃっている完了が終わっていないというのは、土地区画整理事業そのものが最終的に終わっていないというそういうお話ですか。

○當間盛夫委員 違う、違う、土地区画整理事業は終わっているはずなんだよ。ところが県の完了検査を受けずに終わっているわけさ。

○仲本利江建築都市統括監 先ほど来、指導課長が申し上げていますけれど

も、区画整理事業で設置する擁壁が全て建築確認が必要ということではないものですから。面的に広く整備しますのでまず道路とか、公園とかそういったものから先行して区画整理というのは行っていきます。そういった擁壁というのはほとんど道路法とか、公園法とかに準じた擁壁で、これは必要ないです。

○**當間盛夫委員** それは分かっている。この陳情に出ている、「土地区画整理事業が実施されており、約200か所の違法擁壁が築造されている」と。公共が区画整理をやる中で擁壁を造ったんだよ、何でそれが違法擁壁になるの。

○**仲本利江建築都市統括監** この200か所の擁壁というものがどういった箇所にあるかというのは、ちょっと私のほうでは詳しくは把握していないんですけども、一般的には道路と宅地は一緒に造成していきますので、そもそも建築確認――。

○**仲里全孝委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員より当該事案の問題点について改めて説明があった。)

○**仲里全孝委員長** 再開いたします。
知念秀起建築指導課長。

○**知念秀起建築指導課長** まず、この200か所の違法擁壁という言葉ですけども、先ほど来申し上げておりますが、本件は建築基準法に基づく擁壁の確認申請手続がなされていないということを単に違法と称しているのだと推察いたします。

ただ、先ほどから申していますように、要らない場合もあるということでございまして、確認申請がなされていない擁壁があるということは承知しておりますけど、そのことをもって直ちに違法とは判断してはおりません。沖縄県の建築基準法施行条例第5条第3項で建築物の用途、規模、構造、擁壁、崖等の状況により建築物の安全上支障がない場合には、同条第1項、要するに1.5倍離しなさいという規定は適用されないとありますので、建築確認を受けていない擁壁に近接する場合であっても、その擁壁の高さの1.5倍以上水平距離を確保せず建物の建築確認を受けることができる場合もございます。

この条例第5条につきましては、確認申請で審査することになりますので、

申請者が、確認申請書類に崖や擁壁と建築物との安全性に関する資料を添付して当該計画が建築物の安全上支障がないことを審査側が判断するということになります。

以上です。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員より一般の話ではなく、公共事業の区画整理での問題であるとの説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

知念秀起建築指導課長。

○知念秀起建築指導課長 先ほど申しました施行条例第5条3項で安全上支障がなければ、別に1.5倍離さなくていいですよという規定がありますので、そこをちゃんと確認申請の中で示せば、何も問題は生じないというふうに考えております。

○當間盛夫委員 これが結局、八重瀬町もそのことを示しきれないもんだから1年かかったりしているわけですよ。結局地主さんに負担がかかっているわけさ。家を造ろうとしたら、区画整理なのにこの擁壁の話になるわけさ。

いいです、皆さんもう少しこの辺は、八重瀬町含めて整理してください。区画整理でこういうのは、僕は初めて聞いたわけさ。

○知念秀起建築指導課長 八重瀬町の擁壁の安全性のために、確認が止まっているという情報は、ちょっとこちらでは聞いてはいないところでございます。

○當間盛夫委員 僕はあなたの前の担当にそのことをやって、今の問題を出しているわけだから。何もそのことがなくて、今言っている話じゃないですよ。八重瀬町の地権者から問題になっているということがあったから、私はこのことを処理しながらやって、ここにはこういう問題があるんだということを踏まえて、私は今質問していたのよ。

○知念秀起建築指導課長 委員がおっしゃる擁壁の安全性が不明であるがゆえに、確認が長期にわたり下りないとかそういったこの辺も含めて、再度南部土

木事務所に確認したいと思います。また、この問題は確かに委員おっしゃるとおり、ちゃんと確認取って完了検査受けていれば何も問題はなかったことでもありますので、八重瀬町と今後どういうふう to 処理するか少し調整したいと思います。南部土木事務所を通してですね。そういうふう to 考えております。

○**當間盛夫委員** 最初からこういう答弁してください。
頑張ってください。

○**仲里全孝委員長** ほかに質疑はありませんか。
新垣光荣委員。

○**新垣光荣委員** よろしくお願いいたします。

陳情令和 7 年第 9 号南西石油の水路について、本当に皆さんありがとうございます。
いました。

きれいにしゅんせつをやっていたいたということ、その中でこのしゅんせつ工事の事業はどのような事業を使っているのか、緊急しゅんせつ工事を使われているのか、補助率が何%とか分かればお願いします。

○**大城嘉和港湾課長** お答えします。

この事業につきましては単費になっています。港湾維持管理事業費ですね、起債事業で対応してございます。

以上です。

○**新垣光荣委員** これは補助事業は使えなかったんでしょうか。

○**大城嘉和港湾課長** お答えします。

港湾事業では、こういった事業につきましては、補助事業は認められてございません。

以上です。

○**新垣光荣委員** 今単費で行われたということで、南西石油跡地の水路というのは、本来開発を受ける場合に、管理責任はその開発をしたところが行うという覚書があるはずなんですけれども、そういうことはどうなっているんでしょうか。

○大城嘉和港湾課長 すみません、今の件につきましてはちょっと手元に資料がないものですから、把握してございません。

○新垣光栄委員 私の認識なんですけれども、本来開発した水路、これは中城の吉の浦電力の水路もそうなんですけれども、開発のときにしっかり、そういった水路のしゅんせつ等に関しては、開発した当事者がやるということが本来基本ではあると思うんですけれども、そういった意味でしっかりその辺を精査しないと、これ単費でやっていて、補助事業もなしでこれからずっとこういうことをすると、導流堤そしてしゅんせつ、もうずっと県がやらないといけなくなると思いますけれども、そういった部分をしっかり調査していただきたいと思うんですよ、どうでしょうか。

○大城嘉和港湾課長 今委員がおっしゃっているとおり今後の維持管理につきましては、関係市町村も含めて関係者と意見交換しながら対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○新垣光栄委員 どうしても厳しい予算の中で、災害が起きてからとか、そういった緊急的な対応になってしまうと住民は安心できないと思います。やはりこれは日常の中で当事者が維持管理をしていくのが基本だと思っておりまして、しっかり調べていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

次に、陳情令和7年第181号と関連して第22号、同じ中城村伊集、これは西原町との境になってくるんですけれども。今回、処理概要もありまして、工事も進んでいます。デニー知事と一緒に対応を見させていただきました。課長、本当にありがとうございました。

そういった中で今、県道の部分は災害対策としてボーリング調査とかを行っているということをお聞きしたんですが、具体的に今進めている県道部分に関しての情報をお願いいたします。

○下地建道路管理課長 県道部分の応急対策といたしまして、道路側方に鉄筋挿入工による抑止工を実施したところでございます。40メートル実施しまして、この台風6号で一部増破が出て、その前後の10メートルにつきましても今対策を準備しているところです。

以上でございます。

○新垣光栄委員 私たち土木環境委員会でも視察したんですけれども、視察した状況からまた一段と地山が崩れて、本当に今止めないと大変なことになるなという思いで前回視察をさせていただいたんですけれど。ぜひ、この県道部分に関してはしっかり止めていただいて、それで今イエローゾーンになっていると思うんですけれども、ゾーンの変更ですね。レッドゾーンとかそういった緊急の対策もやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長 当該地にかかっている区域というのが、土砂災害警戒区域ということで、物を造って対策するという区域ではなくて、あくまでも住民への危険の周知とか市町村の災害警戒体制をつくるというソフト的な対策なものですから、最終的に地形が変わればその区域を変更するとは思いますが、今のところイエローの区域を変えるというのは考えてはおりません。

以上です。

○新垣光栄委員 そういった対策も含めて、今お話があったようにできないこととできることがあるということで、それで、できるところから今、道路も進めていただいているんですけれども。その道路以外の部分で、この要請書にもあるように、事業所の敷地以外にも土砂が出ております。そういった敷地以外の部分に関しては、指導をしたって言うんですけれど、どういう指導を行ったのか、口頭なのか、ちゃんと書面で指導したのか伺います。

○照屋貴子環境整備課班長 お答えします。

この土砂崩れが発生した現場の廃棄物に係る概要について説明させていただきたいんですけれども、当該崩落現場では産業廃棄物処分業者により建物の解体に伴い生じた瓦礫類の廃棄物の破碎処理が行われ、建築廃材製品となった処理物の再生利用の販売が行われておりました。

そして土砂崩落が生じた日の前日に保健所が実施した現場確認では、未処理の瓦礫類の廃棄物による土地造成が確認されておらず保管量が適正だということが確認されております。

一方で、土砂崩落が発生した翌日の保健所による現場確認では、保管されていた処理前の瓦礫類が一部隣接地に流出していることを確認しております。

土砂崩落により現場外に流出した廃棄物につきましては、当該事業者により適切に処理する必要があることから、県では当該事業者に対し、現場の復旧に併せて流出した廃棄物の回収処理を行うよう指導しているところです。

○新垣光栄委員　これが口頭なのか、書面で行ったのかということで説明お願いします。

○照屋貴子環境整備課班長　書面で行っております。

○新垣光栄委員　ありがとうございます。

皆さん、部署が多岐にわたりますので、しっかり協力して早めの対策をよろしく願いいたします。

次に、陳情第59号北中城喜舎場の自治会から陳情がありました件です。知事も一緒に見てきたんですけれども、北中城村の土砂崩れが起こっているところは一部ではあるんですけど、その周辺全体が落石があったり、ひどい状況です。これはもう市町村ではどうにもならないような状況です。

この崖全体をどうにか処理しないといけないのではないかなという認識なんですけれども、どうでしょうか。

○又吉一誠海岸防災課長　お答えします。

その箇所は、以前に地すべり防止区域を指定してその対策をしているところとなっております。

今回崩落した箇所も含めて状況確認して、地元と調整してどういう対応ができるかどうかを検討していきたいと思います。

以上です。

○新垣光栄委員　この規模感からすると一自治体ではどうしようもない規模だなという思いもありまして、しっかり北中城村と連携しながらどのような対策が打てるのか。あそこは屋宜原から子どもたちが学校に通うそういった村道でもありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○仲里全孝委員長　ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　50ページの陳情令和6年第153号沖縄県総合運動公園庭球場のハードコート改修について県の考えを伺いたいんですが、2034年の国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会の開催もありますけど、それについてどうい

うふうに考えているのか。

○柘植優都市公園課長 お答えします。

現在の状況ということですが、まずテニスコートをどういうふうに整備していくかというところについては、まだ調整中というところでございます。

○喜屋武力委員 このテニスコート、国民スポーツ競技大会の開催地に指定されるようなことがあった場合にはどうするんですかね。

○柘植優都市公園課長 現在、文化観光スポーツ部のほうで、テニスの会場を選定中ですので、そういうのを踏まえながらどういうふうに整備していくか決定されるというところでございます。

○喜屋武力委員 これはいろいろと新垣光栄委員のほうからも何回か出ていますので、やはり障害者も健常者も使えるようなちゃんとしたコートにしてほしいということで。また多くの人が利用しているところでもありますので、ぜひ、早めに予算を組んで、国民スポーツ大会に向けて早急な整備が必要じゃないかと思っていますけど、どんなですか。

○柘植優都市公園課長 整備につきましては、いろんな関係者がございますので、いろいろ調整しながら早急に整備できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○喜屋武力委員 よろしくをお願いします。

次にいきます。75ページの陳情令和7年第40号御茶屋御殿の復元について、那覇市、県、国で構成する御茶屋御殿のワーキンググループにおいて検討しているとのことですが、進捗状況について伺います。

○柘植優都市公園課長 御茶屋御殿の状況ですが、現在令和7年度に事業化の可能性検討業務を実施したところでございます。

今年度も引き続き委託料として計上してございますので、今年度も検討していくというところでございます。

○喜屋武力委員 検討だけじゃなくて、この発掘調査とかは行っているんです

か。どこまで、どういったのを行っていただけますか。

○柘植優都市公園課長 ちょっと手元に詳細な資料はないんですが、過去にワーキンググループの中で発掘調査を行っておりまして、全体的な調査までは、文化財調査というのは終わってはおりません。

○喜屋武力委員 そこに現在、既存の建物がありますが、この建物の移転補償とか、そういったものに関しての話し合いは行われていますか。

○柘植優都市公園課長 現在どこまで、移転をするとかそういうところまで話は進んでいないんですが、そういうのも含めて過去のワーキンググループとかで検討がなされたところでもあります。

○喜屋武力委員 国との話し合いの中では、国も前向きに進められていますかね。

○柘植優都市公園課長 ちょっと国との話し合いというところまでは、把握していないところでございます。

○喜屋武力委員 那覇市、県、国で構成してと書かれているもんだから、国の方も交ざって話をしているんじゃないかなと、どうですか。

○柘植優都市公園課長 ワーキンググループのほうでは、市とか国も入って話し合いをしているところなんですけれども、まだ整備主体がどこかとかそういった話までは進んでいない状況であります。

○喜屋武力委員 ぜひこの琉球王朝時代の文化財ということで、もし必要なものであれば早めに市も、県も、国も一緒になってこれが進められたらなど、皆さんの思いを生かせるように頑張ってもらいたいと思います。

次に進みます。29ページ8、陳情令和6年第72号の4、8の（1）、久米島空港の燃料の給油施設の整備について、民間事業者が整備・運営するものと認識しているとありますが、この航空燃料の輸送と保管タンクについては、県のほうはどのように考えていますか。

○安座間猛空港課長 航空燃料の民間輸送するものについて、民間のほうで実

施するものと考えております。

○喜屋武力委員 給油施設の整備は、民間事業者が整備・運営するものと認識していると県は言っていますが、航空燃料の輸送とこのタンク、久米島空港に造らないといけないですよね。そういったタンクとかの設備、施設は県のほうが補助金を出してやるのか、それについて。

○安座間猛空港課長 県のほうでは、民間事業者が空港施設内に給油施設を設置する場合は相談して用地を貸すというようなことをします。

今、国のほうでも久米島のほうは補助対象事業がありますので、それを民間のほうで活用して設置することが可能になっています。

○喜屋武力委員 そういった会社は既に指名されて決まって、その会社がやるということになっているんですか。

○安座間猛空港課長 この給油関連に関しても民間のほうにヒアリングしているんですけども、どうしても採算的に難しいということで、やりたいという事業者さんのほうは今いない状況です。

○喜屋武力委員 いないんだったら仕方ないか、もういいです。

次に、21ページの同じ陳情の3（2）について中部東道路の早期事業化に向けてうるま市が取り組んでいるんですが、国とうるま市とのやり取りはいろいろ聞こえるんですが、県の動きがちょっと見えないんですが、県は国との対応でどういった力を貸しているのか、これについてお聞かせください。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

令和7年度から中部東道路計画検討会というのが開催されていまして、その中で県と国とうるま市でこの検討会を行っていまして、この中部東道路について、例えば必要性だとか、現状の課題だとかそういうのを3者で話し合っているところでございます。

○喜屋武力委員 どうしてもうるま市のほうが県より先に走ってしまっているところがあって、県が計画に追いついていないような、ほとんど県は口を挟んでいないような感じで取れるんですけど。ちゃんとそういった向こうのプロジェクトチームとの話し合い、今まで何回か行ったことはありますか。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

まず令和4年度から連絡調整会議が設置されまして、4年度には2回会議やっけていまして、5年度にも2回ほどやっけています。6年度につきましても検討会1回とその前の担当者レベルで集まる会議も2回実施されていまして、8年度につきましても担当者会議はもう1回終わっけていまして、また7月、8月には国も交えての会議を実施する予定となっております。

○喜屋武力委員 普通の道路を造るんじゃなくて高規格道路ですので、どうしてもやはり県が国に頭を下げて一緒にやっけてくれということをしなないとこの計画は進まないと思うんですよ。ぜひ力貸してもらえようお願いしたいと思ひます。

あと1つだけ、21ページ3の(3)、県道伊計平良川線ですね。平成24年度から事業に着手されて用地取得に取り組んでいるということですが、用地取得の買収が進まないのはどういった経緯で進んでいないのか、これについてお聞かせください。

○砂辺秀樹道路街路課長 用地取得については昨年度来、進めておりまして、我々のほうでは今10筆程度買収しているところでございます、特段進んでいないということではないと考えてございます。

以上です。

○喜屋武力委員 用地取得は何%ぐらい進んでいますか。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

筆数ベースは約9%程度です。

昨年度から始まっていますので、まだこの程度ではございますが、今後とも進めていく予定でございます。

○喜屋武力委員 確か僕の記憶の中では伊計平良線、宮城島の10号線はもともと県が造ったものでしたよね。1回、市のほうに返還してありますよね。途中で止まって市のほうにこれをまたあれさせた。この道をまた使うということになっているのかな。

○砂辺秀樹道路街路課長 もともとは与那城村道を伊計屋慶名線ということ

県道にしていまして、それを主要地方道伊計平良川線のほうに昇格させております。

○喜屋武力委員 予算がつかないということが書かれていたような感じがするんですが、予算もつけないのにどうやって用地交渉して買収しますか。

○砂辺秀樹道路街路課長 今用地買収を行う予算は昨年度から4000万ずつ計上していまして、それを使って用地のほうは買収しているところでございます。

○喜屋武力委員 これ何筆ぐらい買収しないといけないですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えします。

全部で88筆ございます。

○喜屋武力委員 うるま市の観光収入のために必要な道路になると思いますので、ぜひ力を入れてもうちょっと予算も増やして、早くできるようにお願いします。

終わります。

○仲里全孝委員長 20分間休憩いたします。

午後 3 時42分休憩

午後 4 時 2 分再開

○仲里全孝委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 お願いいたします。

先ほど少しありましたが、海砂の採取の件につきまして、まず最初に、陳情令和 7 年第112号の件から。この処理概要の中で、皆さんほうではこれまでのヒアリングなどを通してまだ評価知見がないということで委員会等の設置を含めた検討を進めているというような、そういう処理概要があります。

また、4 番のほうにある砂浜の消失や海岸の状況については、これも引き続き市町村等の関係機関と連携しながら取り組んでいきたいというそういう第

112号で処理概要を示しながら、その後、懇談会を踏まえて委員会の準備をしているかと思います。

それで新規の陳情第61号ほうにお願いいたします。懇談会の資料がありますがすけれど、この中でアンケートを取っております。アンケートの内容について少し、お聞きしたいんですけど、その中で採取業者へのヒアリング、漁業組合のヒアリング、それから有識者のヒアリング、これを見てもう三者三様なんですね。賛成、反対も含めてこの件について、少し三者三様の概要的なものをまとめてお聞かせください。

○又吉一誠海岸防災課長 お答えいたします。

去る3月に行われた懇談会で使用したヒアリング資料ですけれども、海砂利採取業者としては、規制に対して反対とか、他県と比べまして県内のほうは陸砂とか山砂とかがないということで代替材がないということで懸念しているとか、そういうことになっています。

また、漁業協同組合からのヒアリングの状況としては、濁りが懸念されるということとか、汚濁防止膜の徹底をしてほしいとか、あとは採取前後の環境調査の報告が必要とかそういうことが出てきております。

有識者の皆さんからのヒアリングとしては、採取のデータが公開されていないとか、底生生物への影響が大きいんじゃないとか、需要と供給のバランスを考えて総量規制をする必要があるんじゃないとか、あとは有識者のほうからも濁りの話があったりとか、あと科学的知見に基づいて規制するべきではないとか、そういう話です。

以上です。

○山内末子委員 そのように、三者三様ともに規制をすると建築用資材が不足をするとか、経済に影響を及ぼすとかというマイナス的な意見であったりいろんな意見の中から、やはりこれは必要だという意見等、もう本当に三者ともにそういう意見があるわけなんですよ。

それを踏まえて今回の懇談会の資料の中に、これまでずっと規制をしたほうがいいんじゃないかという陳情がずっと寄せられていました。

今回のアンケートを取ったり、懇談会とか、そういったところとか、あと規制をしているところとの比較をする中で、皆さんが出している中で、年間の総量規制については、採取上限がなく、環境容量を超えた過剰採取を抑制する仕組みがないため、計画的な資源管理が困難となる可能性があるとか、そういうふうにはっきり課題があると、課題の可能性を書いているわけなんですよ。

その課題をいかに解決するかということになりますと、こちらに書いてあります有識者、あるいは業者だけではなくて——ここで先ほどもありましたけれど、地域の皆さんたちの声というのはとても生活に密着しているわけですから、採取している現場であったり、それから採取した上での課題で砂がなくなったりとかそういうことを実感しているのは、やはり地域の皆さんなんですね。

ですから懇談会の中にもこの中にも書いてあります、地域住民の皆さんたち、しっかりとこの件について向き合っている皆さんたちを検討委員会や懇談会、そういったものに入れていくということは、この課題を解決するためにとっても重要なところだと思っています。

関係者という中の一番の関係者だと思います。今皆さんのほうではなかなか、さっきも明確な回答がなかったんですけど、その辺について、やはり全体的に沖縄のこれからの環境のことを考えると大変重要なところだと思っていますので、改めてそういった6番の地域住民の声を聞く、意見交換の場を設けるということについて御意見をお願いいたします。

○又吉一誠海岸防災課長 今の懇談会で議論しているのが、今後、総量規制も含めた規制を検討していく上で、どのような検討項目があったりとか、調査やったほうがいいのかとか、そういう議論を有識者の方々と意見交換しているところでした、その次、実際に調査をして、その結果を踏まえてまたいろんな議論をしていきたいなと思っております。

その中で、やはり地元の方々の意見も、海浜の状況とかを聞く必要があるということがあれば、もちろん地域の方々の意見を聞きながら判断材料の一つとしていきたいと思っています。この陳情でその意見交換をしてほしいというのが出ていることは、私どものほうで有識者のほうにもお伝えした上で、どのタイミングでやるかというのもある——今はあくまでもまだ懇談会という段階ですので、今後検討会とか、委員会とかそういうのを設置していった議論を進めていこうとしているものですから、どの段階で地域の皆さんの意見を聞いたほうがいいのかというのがあれば、それをまた入れていきたいと思っています。

今すぐいつやるかというのは、ちょっとお答えできないかなと思っています。

以上です。

○山内末子委員 いつやるかというのは明確に答えなくてもいいと思っております。

今課長がおっしゃっていたように、必要性があればではなくて、あるんです。あるんだという観点、視点から入っていかないと、地元では採取の現場とかそういうものを見ているわけですから、濁りも分かっているわけなんですね。環境的にもそういう状況がよくないってことが分かっているのは、やはり地元の方々ですし、そういうところだけを捉えて懇談会なのかとかではないと思うんですよね。

全体的なことを考えると、将来的に自分たちの前の地形が変わってくるんじゃないかという地元の皆さんたちの心配、それも踏まえて今こういった問題が出てきているわけです。それも踏まえた上で、必ずこれは地元の声を聞かないと、私は進まないといけないと思っておりますので、そこは改めて、あればではなくて、あるんだという観点から、ぜひこの問題には向き合っていただきたいと思います。これは部長、どうでしょうか。よろしくお願いします。

○砂川勇二土木建築部長 今課長からも答弁させていただきましたが、地域の地元の皆さんが砂浜が減少しているという話をされていることを新聞報道等でも知っております。この砂浜の移動については、なくなっているところもあれば、片や川が流れないぐらいたまっているところもあるところで、じゃ、これは何なのかというのを科学的な知見に基づいて説明しないといけない。

今やっている懇談会というのは、そのためには何をしたらいいんですかというのを、あえて有識者にどういう項目をどうやったらいいですかという意見も聞きたくてやっています。なので、この場に地域住民が入るということは趣旨がちょっと違うんですね。なので、まずはどういう調査をして、どういう項目をすれば何が証明できるのか。砂浜の移動に関しても前もお話したと思うんですけど、昔は季節で移動したりとか、そういうのもありましたが今はそれが無い。それはなぜなのかとか、その辺の科学的な根拠を持って説明しきれないと、こちらとしても原因は何なのって言われて答えられないというわけにはいきませんので、今そのための懇談会をやっていくというところです。地域住民とかとお話するのはこの懇談会で、じゃ、どうしていこうという方向性が決まった後かなと思っています。そういうこともありますので、まずはこの懇談会でいろいろ検討した後で、そういうことについては進めていきたいと思います。

以上でございます。

○山内末子委員 それはもう承知をしております。そういう意味でとにかく、懇談会では今の目的を達成するために有識者、関係者ということ、それはそれ

でいいと思いますので、そこを忘れないでいてほしいというところなんです。

そういったところと、またこれとは別にしっかりと向き合うということは絶対に忘れていけないと思っていますし、さらに続けて委員会ができるときには、またそういった視点からも考えられるところがあれば、ぜひそこはしっかりと考えていただきたいというふうに思っておりますので、それをしっかりお願いしたいと思います。

続きまして、あと1点だけお願いします。

龍柱の件について、132ページ、陳情第20号、もうすぐ完成しますし、その間本当に頑張っていたいただいた皆さんには感謝を申し上げます。

順調にいつているということで感謝申し上げますが、今日、昨日の新聞とかでも気になっているのが向きの話で、歴史的なことを言わせるとやはり正面向きなんだということが、引き続きずっとそれを訴えていきたいというような今日の報道にもありました。

どれを起点にして今回、対面式になったかというこれも皆さん方が考えながら決めたかと思えますけれど、この正面向きということの歴史的な事実がやはり有識者からも出ているわけなんですけど、ここをしっかりとまだ捉えられないのかどうか、この辺について現状的なことをお聞かせください。

○伊良部孝一首里城復興課長 お答えいたします。

琉球王朝末期の1877年5月に撮影されましたルヴェルトガ少尉の撮影された首里那覇写真、こちらでは大龍柱は正面を向いていることが確認できるところでございます。

一方、尚家文書である寸法記などでは大龍柱が向かい合わせに描かれている、こちらでも確認できるというところでございます。いずれの資料もあるというところでございます。

国の首里城復元に向けた技術検討委員会は、尚家文書のうち、御普請絵図帳が作成された1846年からこの写真が撮影されました1877年までの間に大龍柱の向きが変更されたと技術検討委員会で考えているというところでございます、その経緯や理由を示す積極的な資料や認識が示されるのであれば再検討するとしております。

また、今後の学術的な議論を期待するとの考えから今回は暫定的な結論として、相対向きで設置をするというふうな方針になっていると聞いております。

以上です。

○山内末子委員 暫定的な結論ということは、まだもう少し議論の余地が残っ

ているというふうに理解してもよろしいんですか。

○伊良部孝一首里城復興課長 少し繰り返しになりますけれども、先ほどお伝えしたとおり尚家文書に記載のあった1846年から写真撮影された1877年までに向きが変更されたというふうに国の技術検討委員会では考えられていると。この向きが変更されたという学術的な資料が確認できれば、再検討するというふうな方針と聞いております。

以上です。

○山内末子委員 専門家から言わせると改ざんという言葉が出てきていたり、いろいろとこの問題というのは決定してしまうとどちらにも大きな影響、歴史的な沖縄のアイデンティティーが変わってしまうんだというぐらいのことを言っている皆さんたちが多いですし、そこはしっかりとまだ時間があると思いますので、どちらにしても必ず批判的なところは出てくると思います。ただここを起点にするのかということ踏まえてぜひそこをしっかりと。

まだ、あと何ミリくらい残っているのかしら。どれぐらい検討の余地が出ているのか、ぎりぎり時間的なものもありますか。もうほとんどないですか。

○伊良部孝一首里城復興課長 お答えいたします。

大龍柱の製作につきましては、今月中の搬入を予定して進めているということと聞いております。

以上です。

○山内末子委員 もう笑うような話ですけど、私前にも言いましたけど今の時代ですから、何か電気で向きを時期的に変えるとか、そういうこともあればいいのかなと。いろいろまたそれも含めてではありますけど、この決定する、判断する、どちらにとっても禍根が残らないように、そういう決定の仕方をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 それでは、お願いいたします。

まず44ページ、美ぎ島美しやの陳情令和6年第136号の4、宮古空港の機能

強化というところですけども。その中に駐機スポットとか、スマートレーンの整備であるとかあるんですけども、今の事業進捗状況これまでの経緯を聞かせてください。

○安座間猛空港課長 宮古空港で検討を進めているのが駐機場の大型航空機が駐機できるようにということで、1バース増やすというようなところを今計画しておりまして、今年度、基本設計を実施する予定です。次年度以降、事業化できるように今、国と調整を進めているというところですよ。

スマートレーンにつきましては、現在、本施設を設置している航空会社さんと協議を進めておりまして、県のほうは補助事業でこの航空会社さんのほうに一部、費用負担していこうということを今調整しております。それで、今年度末までには設置をしたいということで調整しているところです。

○下地康教委員 それともう一つ平行誘導路というのがありますけれども、それはどうなんですかね、計画実施というか。

○安座間猛空港課長 平行誘導路につきましても今、国と事業化に向けて調整しておりまして、国の基本設計のほうですね、今年度実施する予定です。その中で国と詰めて、次年度事業化できればというふうに考えております。

○下地康教委員 今もう宮古の入域観光客数、非常に増えていまして、実際私も議会に出るたびに宮古空港使うんですけども、非常に混雑しています。そういった意味ではしっかりと早急にそういう問題の解決に尽くしていただきたいというふうに思っています。

もう一つ、宮古広域公園で、84ページ、陳情令和7年第71号の4ですけども、進捗状況、総事業費と事業工期、それをお聞かせください。

○柘植優都市公園課長 宮古広域公園のほうですが、現在の進捗状況ということで、事業費ベースの進捗率は現在9.2%となっております。

○下地康教委員 いや、進捗状況もそうですけど総事業費、それと事業工期を教えてください。

○柘植優都市公園課長 総事業費のほうは約168億円となっております、事業期間としては令和2年度から令和20年度までを予定しているところでござ

います。

○下地康教委員 令和2年度から令和20年度、18年ということですよ。非常に長い工期だというふうに思いますが、現在令和8年度で9%。

非常に進捗がよろしくないというふうに思っているんですけども、約半分近く来ていますね。なぜそういうふうに進捗率が上がらないんですか。

○柘植優都市公園課長 現在、まず用地買収のほうを主にやっております、あとPFI事業の検討も行っております、そこら辺で現在9.2%という状況になっております。

○下地康教委員 全体の用地ということでこの用地の買収の進捗状況はどうなっているんですか、事業費、用地費ベースでいいですけども。

○柘植優都市公園課長 用地費に関しては現在ちょっと手元に資料がないんですが、用地の進捗率で申しますと筆数ベースで事業費と同じく9.2%というふうになっております。

○下地康教委員 筆別という表現ですよ。何筆かということだと思うんですけども、そうなるこの計画の中で何筆あって、現在何筆買われているのかというようなことは分かりますか。

○柘植優都市公園課長 用地の筆数のほうですが現在281筆ございまして、現在19筆が契約済みとなっております。

○下地康教委員 こういう公共事業の用地買収というのは非常に難しいというか、非常に時間がかかるというふうには理解はしているんですけども、用地が買えないとやはり事業も建物も建たない、施設も張りつかないということですので、しっかりお願いしたいというふうに思っています。

それともう一件、県道の植栽の管理で、高木——というのはサトウキビの収穫期に大型ダンプが相当、県道を行き交うんですね。そうすると高木が伸びていると、大型ダンプのサイドミラーがかかるんですね。

それともう一つは高木の管理がなされていないと大型ダンプがすれ違うときに一旦止まるんですよ、お互いが。要するになぜかというときすれ違うときに植栽がかかってしまうので一旦、1台はよけて反対車線のダンプを通してから通

るような状況も発生しているので、そういう意味では高木の植栽管理をしっかりとやっていただきたいというふうに思っていますけど、今どういう状況で捉えていますか。

○下地建道路管理課長 お答えいたします。

県管理道路における高木の管理につきましては、これまでも度々大型車の通行の際に支障になるという声も踏まえまして、令和8年度に道路環境の維持改善に向けた応急対策ということで、街路樹の通行障害改善等の緊急対策といたしまして、これまでの予算に1億7000万上乗せした予算を確保できました。これをもちまして今年度は建築限界を犯している高木とか、信号が見えづらい箇所とかを優先的に剪定、また一部状況に応じては撤去とかをしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○下地康教委員 宮古は特にサトウキビ、島内では生産が約40%ぐらい宮古で生産されていますので、その辺りは製糖期になると運搬のダンプが非常に支障を来すというところであります。

それともう一つは道路の白線です。路肩の線、横断歩道、それと一時停止の白線、それをしっかりとやっていただきたい。

やはり県道は交通量が多いので、その辺りをしっかりとやっていただきたい、どうなんですかその白線等々は。

○下地建道路管理課長 お答えいたします。

先ほどの道路環境の維持管理に向けた応急対策といたしまして、劣化した区画線の再設置につきましても予算の確保をいたしまして、令和8年度は通常の予算に上乗せする感じで3億円予算確保できました。これをもちまして区画線等の再設置のほうを進めていきたいと考えているところでもあります。

ただ一方で横断歩道とかにつきましては交通管理者、我々は道路管理者になるんですけども、交通管理者のほうで管理している施設になりますので、そちらにつきましては今回の予算とはちょっと別になります。

以上でございます。

○下地康教委員 交通安全、安心・安全をしっかりと確保していただけるようお願いしまして終わります。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 お疲れさまです。4件ありますのでお願いいたします。

まず33ページの陳情令和6年第97号、沖縄県総合運動公園に関する陳情ですけれども、施設が改修整備されることによって駐車場の需要も増えると思いますので、それに関連して駐車場の増設に関して聞きたいと思っております。本会議では、必要な駐車台数の確保に向けた増設整備を行うと答弁していただいていますけれども、増設する時期と台数を伺いたしたいと思います。

○柘植優都市公園課長 答えいたします。

駐車場に関しては現在1100台確保しております、大会とかイベント時には駐車台数が不足している状況となっております。

現在令和7年度に駐車場の利用状況を調査して増設に必要な駐車台数とか、あと整備予定箇所を検討したところです。そこにつきましては現在約300台の増設を検討しております、300台増設した後に、また調査をしながら必要に応じて検討したいというふうに考えているところです。

あとは検討時期、いつ設計するかというところですが令和9年度の設計を予定しているところでございます。

○瑞慶覧長風委員 令和9年度に約300台の増設を行っていくということで理解してよろしいんですか。

○柘植優都市公園課長 令和9年度に増設のための設計業務を発注したいと考えております、今後予算要求して予算がしっかりつけば検討していきたいと考えているところでございます。

○瑞慶覧長風委員 しっかり予算をつけていただいてお願いしたいと思えます。公園管理側からは最低でも5000台ぐらいは駐車場が必要だと、そういうような意見も出ているのを目にしています。公園側に問い合わせたら駐車場は非常に足りていませんと、必要ですと、ということもありますのでこの9年度以降、増設してその後もしっかりと増やしていくと。国スポも来ますのでそういった意味でもまた、頑張ってくださいと思いますけれども、答弁があればお願いします。

○柘植優都市公園課長 繰り返しになりますけれども、駐車場が足りないという状況を把握しておりますので、しっかり予算を確保して増設に取り組んでまいりたいと考えております。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

次に、80ページの陳情令和7年第51号、佐敷沿岸の海辺のまちづくりに関してでございます。

総合調整会議が行われたというふうに伺っていますけれども協議状況を教えてくださいいただけますか。

○大城嘉和港湾課長 お答えいたします。

佐敷東地区の住環境改善に関する総合調整会議につきましては、直近で令和8年6月2日に開催してございます。参加機関につきましては南城市をはじめ、沖縄県の港湾課、あと河川課、海岸防災課、南部土木事務所、農林水産部村づくり計画課となっております。会議の内容につきましてはこれまでの経緯の確認と現在行っている各関係機関の取組内容の説明を行って、意見交換をしたところでございます。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 何か進捗が図られるような中身というのはありましたか。

○又吉一誠海岸防災課長 新開地区の護岸の設計を今進めていまして、設計がほぼ固まってきたものですから市のほうと調整をしていく予定となっております。設計調整した後に今度は地元区と意見交換をしていく予定となっております。ちょっと今、時期的にはいつとは言えないんですけど、設計が固まってきたものですから、それを進めていこうと思っています。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 よろしく申し上げます。

今年3月に中城湾トカゲハゼの保全指針を策定したという概要を示していただいていますけれども、その御説明いただけますでしょうか。

○大城嘉和港湾課長 お答えいたします。

平成7年9月に策定しましたトカゲハゼの保全計画に基づき、中城湾全体で一律に海上工事をできるだけ行わない期間、これまで4月から7月を設定して

ございました。運用してきた中で約40年間蓄積されたトカゲハゼ保全に関する情報を基に、この開発と自然環境の保全への調和を目的としまして、令和8年3月に旧計画を改定しまして、中城湾におけるトカゲハゼの保全指針を策定してございます。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 ちょっとネットで見てみたんですけども、17ページのほうの状況の説明ですね。佐敷東地区で砂州の移動——砂州というのは米軍の投棄土砂だと思ってるんですけども、砂州の移動や分断、大雨、台風時の何々ということでトカゲハゼの生態に対しての影響生じているという記載がございました。

また34ページには佐敷東地区を重点的に保全する区域とすることなどの方策も考えられるというふうにあるんですけども、この佐敷東地区での砂州等の対策というのはどういうふうに行うのでしょうか。主体は港湾課ということによろしいですか。

○大城嘉和港湾課長 お答えいたします。

佐敷東地区につきましては、砂州の保全につきましては具体的にどうこうするという計画はございませんが、ヒルギダマシの駆除等を実施しているところでございます。具体的に言うと平成17年から令和3年あと令和5年にヒルギダマシの駆除をしてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 砂州が影響を与えているというのは皆さんが記載していることなので、その対策というのを行っていただきたいと思うんですけども。検討するでもいいんですけど、お答えいただけますか。

○大城嘉和港湾課長 お答えいたします。

砂州につきましては、港湾管理者のほうで対応するというのは難しいかと思っています。全体的にはトカゲハゼの保全に向けた取組というのをやっていますが、そういう形の対応になるというふうに考えてございます。

○瑞慶覧長風委員 一体どこが対応する主体になり得るということで理解すればよろしいのでしょうか、教えてください。

○大城嘉和港湾課長 お答えいたします。

県のほうでは砂州の調査は行っていますが、その対策というまでは考えていないところでございます。

港湾管理者のほうでどこというのはなかなか言えない状況でございます、トカゲハゼの生息状況を把握するため調査、砂州のほうもですけどやっている状況で、それ以上のことについてはちょっとどこがというのはなかなか言えない状況でございます。あと、調整会議の中で検討していくことになるかなと考えてございます。

○瑞慶覧長風委員 そこら辺をはっきりさせていただきたいということを私からも今要望します。南城市からもずっとその要望はあると思いますので、これまでもたらい回しにされているんじゃないかと、思われぬように、県としてはぜひ対応を決めていただきたいと思いますのでお願いします。

続きまして、142ページお願いいたします。陳情第54号龍潭通り歩道の石張り舗装に関して伺いたいと思います。

まず龍潭通り沿線地区の景観形成地区指定に関する様々な那覇市における経緯があると思いますけれども、その辺りの御説明をいただきたいと思います。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

龍潭線は那覇市都市景観条例に基づく都市景観形成基準において、歩道の舗装につきましては石張り舗装とすることとされておりまして、決まった経緯というのは今のところまだつかめていないんですが、地域住民との協議を経まして、那覇市の都市景観審議会に諮られて決定されたものと認識しております。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

この景観形成地区基準に基づくまちづくりというのは、住民との合意形成があつてこれまで進められてきたということですのでけれども、県の龍潭線の整備事業の期間も含めてその概要を伺いたいと思います。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

今、事業認可期間として考えておりますのが、平成11年度から令和8年度ということで予定しております。進捗率は今のところ事業費ベースで約96%でございます。用地のほうは100%取得されております。事業延長としましては1215メートルでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 これまで平成11年から長きにわたって整備をしてきていただいて今、96%ということですが、事業費全体で幾らかかっていますでしょうか。

○砂辺秀樹道路街路課長 総事業費としましては約112億円程度でございます。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

そのうち道路と歩道に関する未整備部分というのはあとどのくらいでしょうか。

○砂辺秀樹道路街路課長 現在龍潭線工事を実施中でございまして、これが3工区ございます。こちらが7年度の予算で約8億円程度で、3つの工区を今実施しているところでして、これが終わればほぼ概成するものと考えております。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

この県の整備事業の方針も、この那覇市の景観条例に基づく基準における規定に沿った整備方針ということでこれまで進めてきたということで間違いないですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 そのとおりでございます。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

そもそも住民合意の経緯と皆さんが協力して、これまで住民も協力して重ねてきた事業なんですけれども、その中で急な転換をすることになると、これまでの長期にわたっての工事というものを皆さん自身が否定することになりかねないのかなというふうに感じるわけなんですけれども。県としてはこの整備方針に沿って工事を進める立場であって、住民からの懸念に対策の答えを示せるか、工事責任者として御理解をいただくように努力をするという立場だと思うんですけれども、その辺りいかがですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 先ほどもちょっとお答えしたんですが、我々も石張り舗装を変えてくれという通り会からの要望があったことに対しては、なぜそ

ういうことをおっしゃるんですかということでも伺ったところ、滑るとか、つまずくとかそういうものがあって危険だという話がありましたので、我々も南部土木事務所ともいろいろ話をしまして、それらに対する対応策のほうも示はしたんですよ。例えば滑るところはどこですかとか、滑るところについてはこういう対策しますよとか、穴が空いてつまずくとおっしゃっていたので穴が空くところは我々が埋めますとか、そういうことはお伝えしてはいるんですけども、それでも変えてくれというお話がなかなか強いものですから、その都度話はさせてはいただいているところではございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

基本滑ること、穴空き、がたつきという主なものに関しては、対応策は持っている、皆さんとしては。そうであれば皆さんが主体になりますのでしっかりと御理解していただく努力をよろしくお願いしたいと思います。

今道路面まで真っ黒なアスファルトを敷いていますけれども、これはどうするんですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 お答えいたします。

今、通常の黒い舗装を実施しておりますが、こちらはあくまでも暫定という形で舗装をしているところでございます。

○瑞慶覧長風委員 車道ですね。

○砂辺秀樹道路街路課長 車道は今黒にして、その後の工事で遮熱性舗装ということで、ちょっと白っぽい舗装をする予定でございます。

○瑞慶覧長風委員 舗装というのはこれまでやってきた車道の舗装と整合性は取れるということで理解していいんですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 そのとおりでございます。

○瑞慶覧長風委員 承知しました。

暫定で今敷いている歩道の部分ですけれども、その本整備を行うための予算というのは確保されているということで理解してよろしいですか。

○砂辺秀樹道路街路課長 まず、もう今年度の予算ではちょっと厳しい状況でして次年度以降、例えば石張りのまま継続というふうになれば、また予算を確保して石張り舗装を実施する方向で今考えております。

○瑞慶覧長風委員 分かりました。

この継続するという方針をしっかりと皆さんで理解していただくように頑張っていたきたいと思います。

次に移ります。152ページの陳情第62号、安謝川河川改修事業に関してですが、陳情者の皆さんが各会派も回られてちょっと厳しい状況という切実な思いをいただきました。その中で本会議でもありましたけれども、石嶺工区周辺において、冠水や河川氾濫が頻発している原因について状況を伺います。

○前堂達哉河川課長 現状といたしまして安謝川につきましては、河口部から約2.5キロメートル古島付近までの河川の整備が概成しております。上流部についてはこれからということで、河川の断面が今足りない状況という形になっております。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 今の御説明が、この氾濫等が頻発している原因ということでしょうか。

○前堂達哉河川課長 そのとおりでございます。

○瑞慶覧長風委員 この陳情で求められている石嶺工区の部分の進捗というものをお聞かせください。

○前堂達哉河川課長 お答えいたします。

石嶺工区につきましては、現在用地取得のほうを先行して進めているところであります。石嶺地区の用地の取得率につきましては筆数ベースでいいますと23%、面積ベースでいいますと26%となっております。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員 早期に完了して住民の生活を守れるように頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長　これで瑞慶覧長風委員の質疑は終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長　質疑なしと認めます。
以上で、土木建築部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○仲里全孝委員長　再開いたします。
以上で、予定の議題は全て終了いたしました。
次回は、7月6日月曜日午前10時から委員会を開きます。
委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 仲里全孝